

滋賀県多文化共生推進プランの改定（原案）について

1 趣旨

本プランは、総務省通知「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年3月）に基づき、県基本構想の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて各主体の取組の方向性を示した指針。

平成22年に初めてプランを策定し、令和2年に改定した現行プラン（第2次改定版）の取組期間が今年度で最終年度となることから、コロナ禍で浮き彫りとなった課題や在留資格制度改正等の社会経済情勢の変化に対応した改定を行う。

2 原案のポイント

すべての県民が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す、という基本目標のもと、県が目指す多文化共生社会の姿とその実現のために取り組んでいくため、5つの行動目標に沿って検討を行い、45項目の施策・取組（うち新規5、拡充・追加6）を設けるとともに、本プランの目標として12項目の指標を設定した。

3 経過

令和6年（2024年）

7月26日	第1回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会
8月29日	第2回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会
8月30日	常任委員会（改定の方向性等を報告）
10月7日	常任委員会（素案を報告）
10月10日	県首長会議
10月28日	第3回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会
11月21日	県市町多文化共生ワーキング

4 今後の予定

令和6年（2024年）

12月	県民政策コメント
-----	----------

令和7年（2025年）

2月	第4回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会
3月	常任委員会（最終案を報告）、次期プラン策定

滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）原案（概要）

滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）原案（概要）

第1章 改定にあたって

1 趣旨

- ・平成元年（1989年）に入管法が改正、翌年に施行され、本県においては在留資格「定住者」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が急増
- ・平成18年（2006年）に総務省は地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知し、本県では平成19年（2007年）度に「しが多文化共生推進会議」を設置。平成22年（2010年）に多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定
- ・平成26年（2014年）以降、就労目的の東南アジア地域出身者を中心に、外国人人口が増加し、令和5年（2023年）末には過去最多の39,366人となった。
- ・令和5年（2023年）に「特定技能」制度が拡充され、令和6年（2024年）には入管法等の改正により「技能実習」制度の廃止、「育成就労」制度の創設が行われたことにより、今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれる。
- ・今後も県内人口における外国人比率は高まると考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となる。

2 プランの位置づけ

「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針

3 対象者

多文化共生社会の実現は、国籍や民族などの違いにかかわらず、ともに生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象とする。

4 計画期間

令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間

項目を追加し、すべての県民が対象であることを明記

現行プラン期間中に起こった社会経済情勢の変化を記載

第2章 改定の背景

1 滋賀県の現況

- <滋賀県人口の推移>※P3.図1、図3参照
- <外国人人口の推移>※図2参照
- <外国人労働者等の推移>※図4参照
- <外国人児童生徒数等の推移>※図5参照
- <しが外国人相談センターにおける相談等
および地域日本語教室>

2 社会経済情勢の変化

- <新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓>
情報伝達や医療、雇用など様々な分野で課題が浮き彫りとなった。
- <デジタル技術の進展と普及>
自動翻訳アプリケーションの普及により、多言語対応が格段に容易となった。
- <制度改正等国の動向>
在留資格制度の改正や多文化共生に係る指針の策定等が行われた。

滋賀県の現況

図1 滋賀県人口の推移

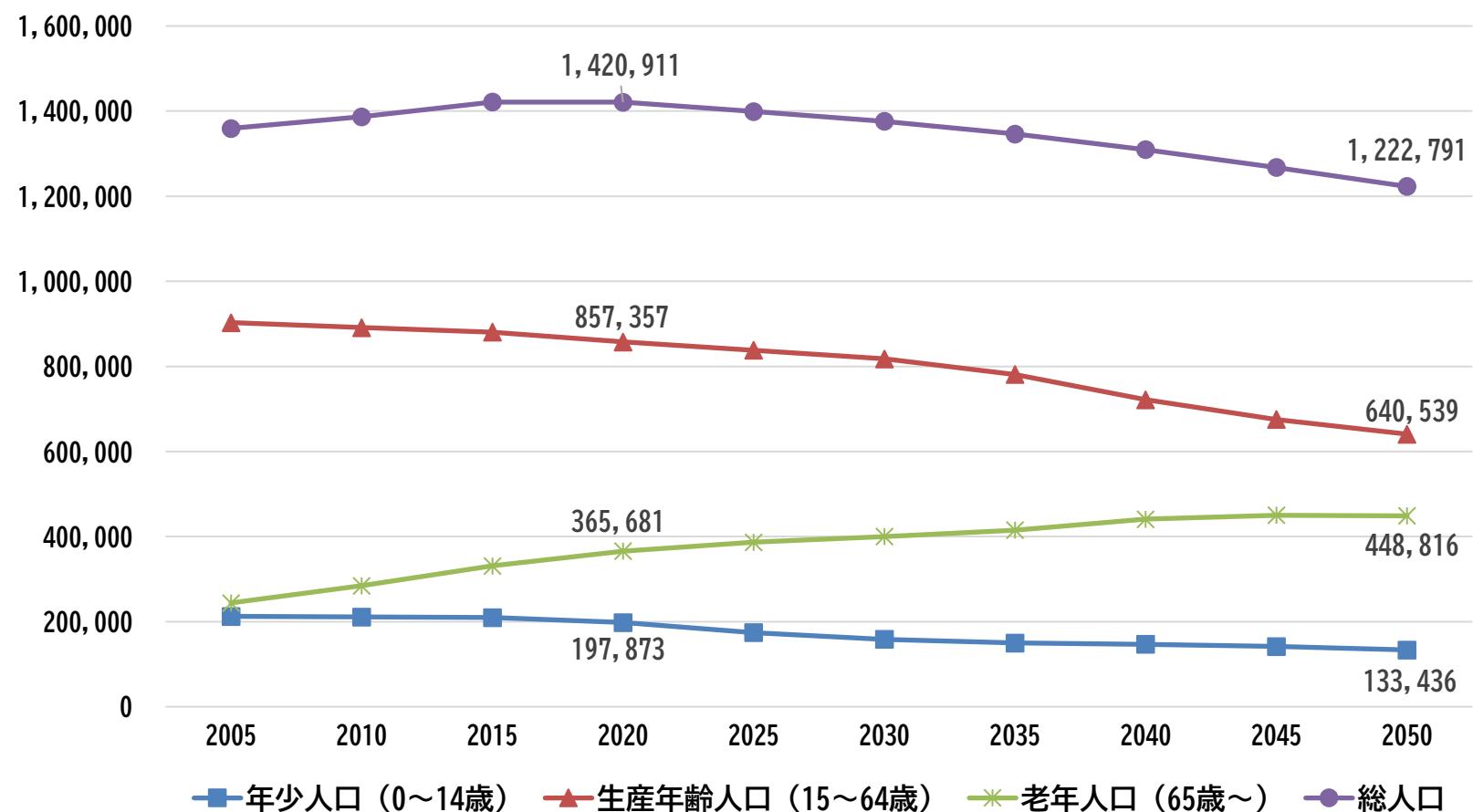


図2 国籍・地域別外国人人口の推移

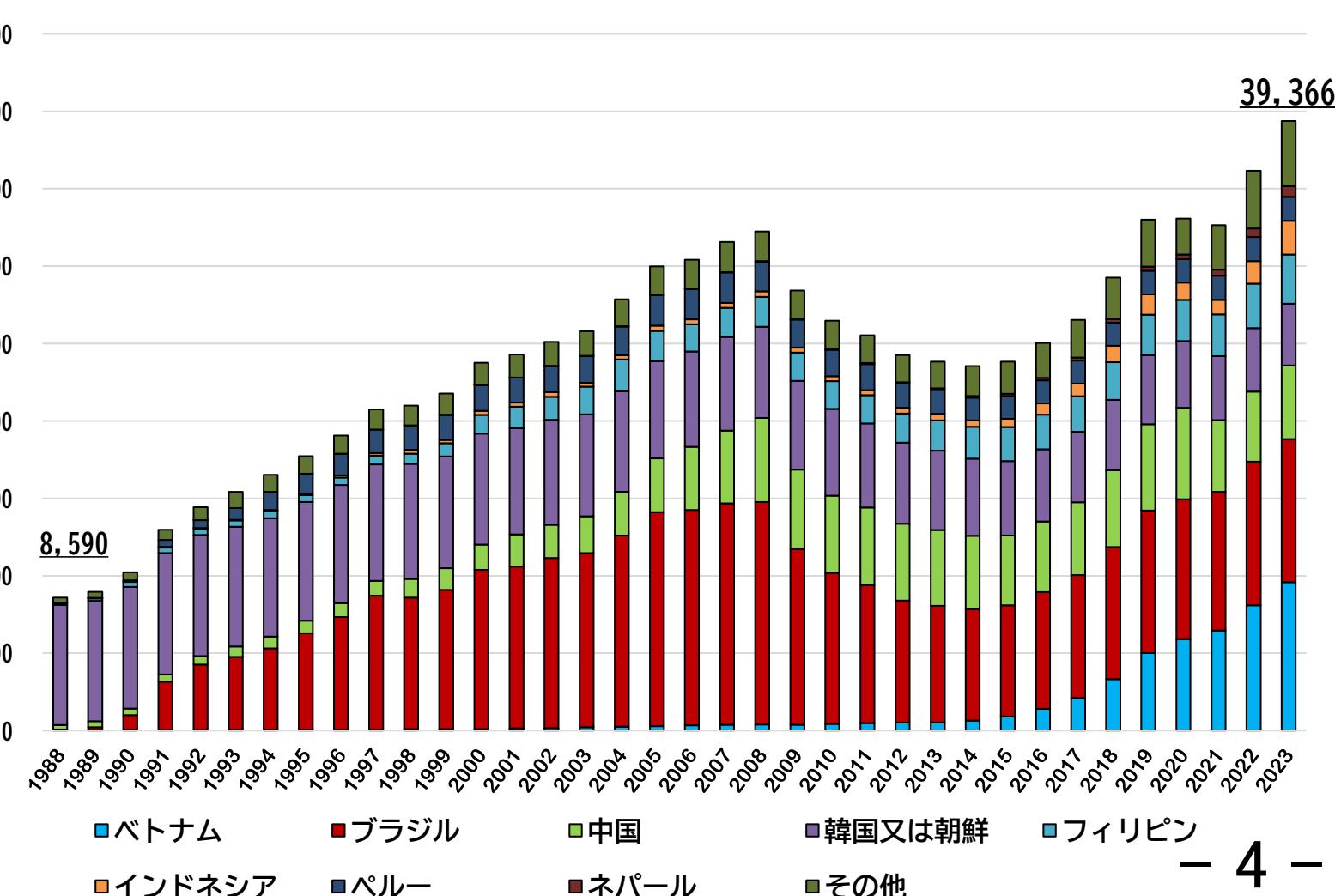


図3 日本人および外国人の1年間の人口増減数の推移

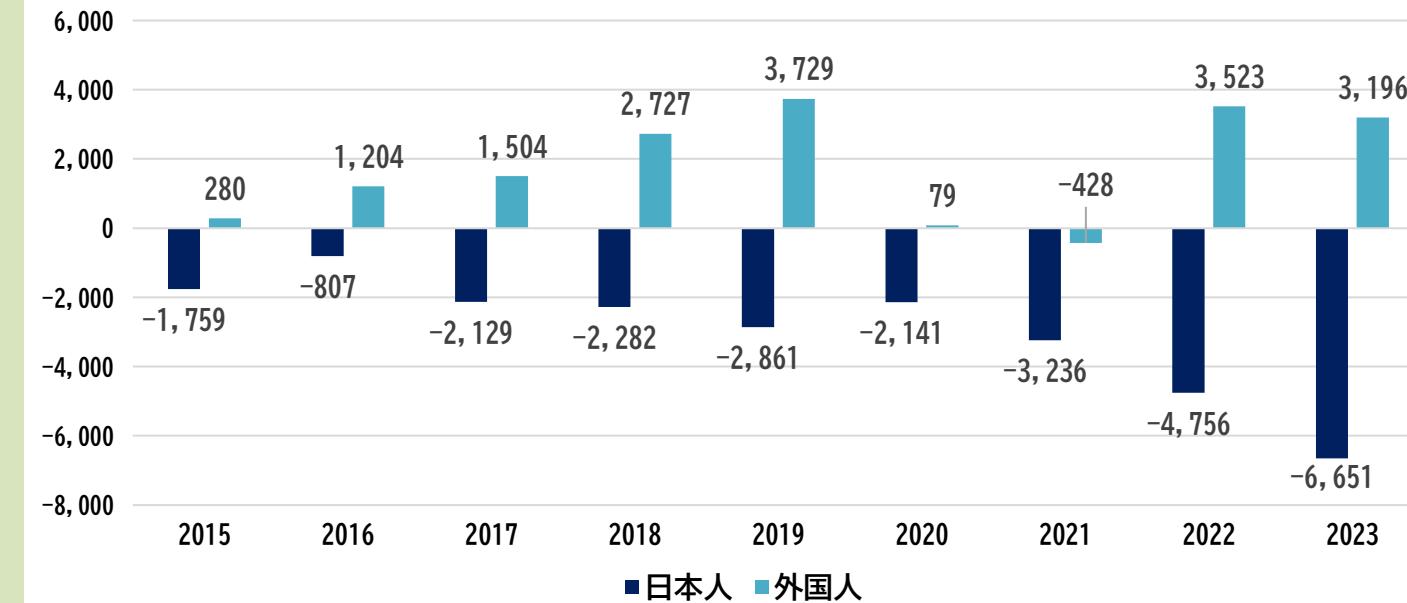


図4 外国人労働者数および外国人雇用事業者数の推移

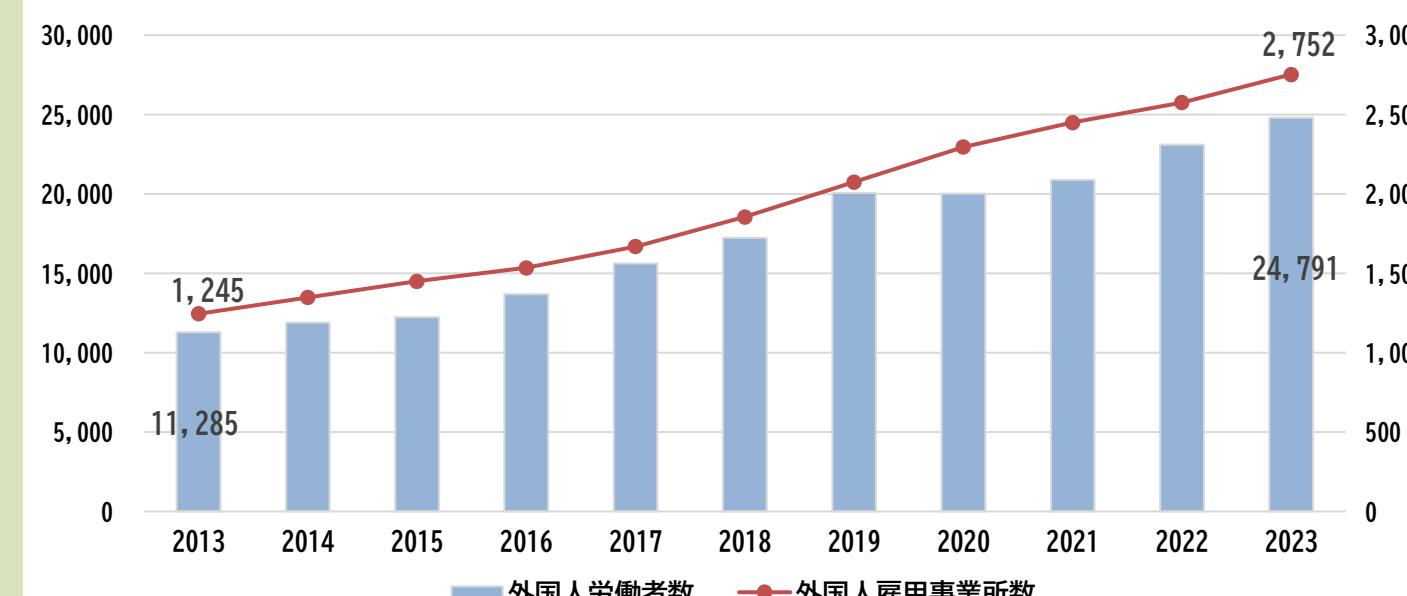
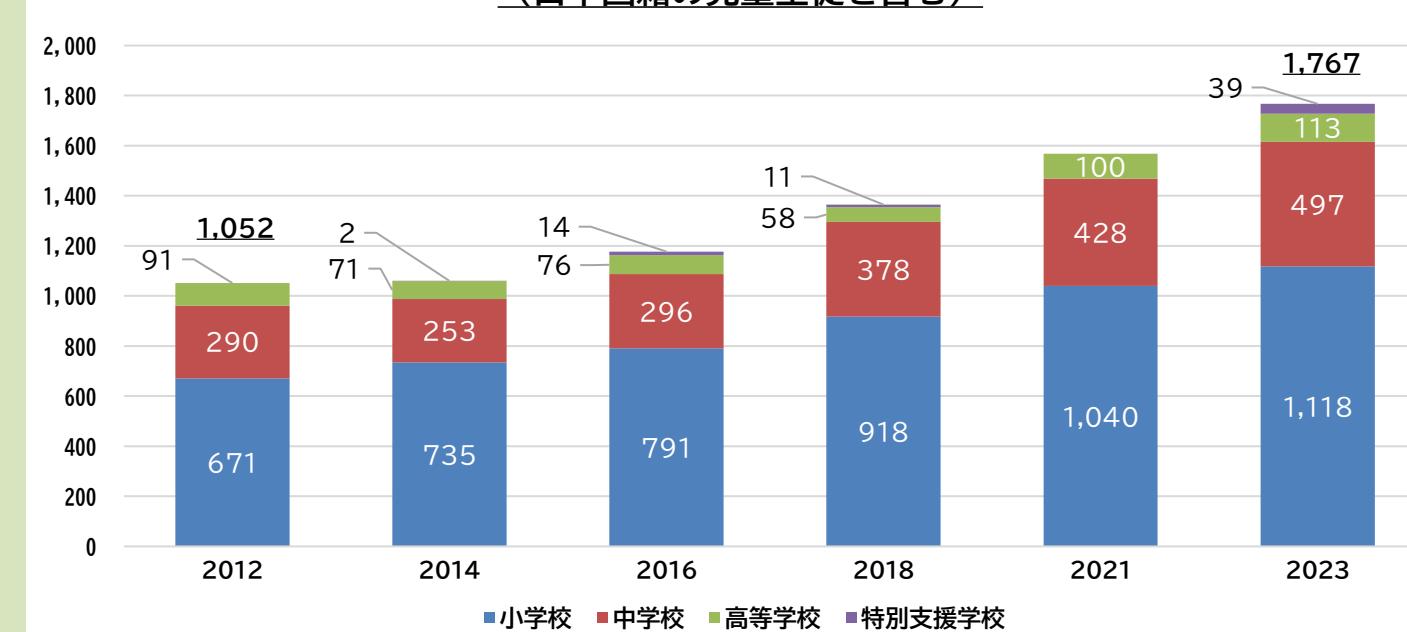


図5 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数の推移
(日本国籍の児童生徒を含む)



第3章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの主な取組

<コミュニケーション支援>

しが外国人相談センターの運営、地域日本語教育推進に向けた事業の実施

<生活支援>

外国語対応が可能な医療機関情報の提供、セーフティネット住宅登録の推進

<外国人材の活躍支援>

滋賀県外国人材受入サポートセンター運営、定住外国人向け職業訓練の実施

<教育環境の整備>

外国人児童の入学前指導の実施への補助、学習指導員等の公立学校への派遣

<多文化共生の地域づくり>

県民向け多文化共生講座の開催、人権啓発イベントでの周知

<数値指標>

13指標のうち、7指標が達成見込み。

⇒ 現行の取組は道半ば。さらに力を入れて継続していく必要がある。

2 今後の課題

国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要。

<多文化共生に関する県民意識の高揚>

外国人が日本社会や習慣への理解を深める機会を増やすとともに、日本人に対する働きかけも必要。

<コミュニケーション支援の強化>

双方ともに円滑なコミュニケーションができるようスキルを高めることが必要。

<様々なライフステージへの対応>

県内に在住する外国人の年齢構成は幅広くなっていることから、人の一生を通じたライフステージへの対応が必要。

第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標

1 基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

<基本目標>

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

<滋賀県がめざす多文化共生社会の姿>

○国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。

○だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。

○デジタル技術を活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションを図っている。

○外国人が安心して暮らし働くことで、だれもが住みよい社会となっている。

○誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。

滋賀県がめざす多文化共生の姿を行動目標につながる内容に変更

多文化共生意識の高揚を行動目標1に設定

2 行動目標と推進イメージ

<すべての人が取り組む5つの行動目標と10の施策の方向性>

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

- (1) 多文化共生意識の高揚
- (2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

行動目標2 こころが通じるコミュニケーションの促進

- (1) 地域における情報の多言語化
- (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

- (1) 安心して暮らせる居住支援
- (2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
- (3) 災害時への対応
- (4) 生活安全における支援の充実

行動目標4 働く場での活躍支援

- (1) 円滑かつ適正な受け入れと働く場での活躍支援

行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実

- (1) 教育および保育環境の整備

第5章 施策の展開

行動目標1および4に新規項目をあげ、各目標に施策・取組を追加

■行動目標および施策の方向性ごとに、施策の方向および施策・取組を記載。

行動目標	施策の方向性	施策・取組	行動目標	施策の方向性	施策・取組
1 多文化共 生意識の 高揚と活 力ある地 域づくり	(1) 多文化共 生意識の高揚	① 交流の場づくり	3 安心して暮 らせる生活 環境の整備	(3) 災害時へ の対応	① 防災知識等の普及啓発 ② 防災訓練の活用 ③ 災害時外国人支援のための人材養成 ④ 災害時における中核的な支援拠点の設置 ⑤ 広域的な災害支援体制の構築
		② 幼少期から学齢期における多文化共生意識の素地づくり 新規 ○ 学校等への出前講座などの実施			
		③ 多文化共生の意識づくり 拡充 ○ 多文化共生推進月間 ○ 多文化共生推進についての周知広報			
		④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成			
	(2) 多様性を 生かした活力あ る地域づくり	① 社会活動への参加促進 拡充 ○ 県内に在住する外国人などから意見を聞く仕組みづくりの検討		(4) 生活安全 における支援の 充実	① 地域安全対策の推進 ② 交通安全対策の推進
		② 地域で活躍する外国人の情報発信			
		③ 多様性を生かした地域づくり			
		④ 多文化共生の担い手の確保・育成 新規 ○ 日本語学習支援者の確保・育成			
		⑤ 行政の「国際化」 新規 ○ 県職員を対象とした外国語や「やさしい日本語」講座の実施 ○ 多文化共生に係る県庁内の施策点検の実施			
2 こころが 通じるコ ミュニ ケーションの促進	(1) 地域にお ける情報の多言 語化	① 多言語による行政・生活・教育情報の提供	4 働く場で の活躍支 援	(1) 円滑かつ 適正な受入れと 働く場での活躍 支援	① 支援拠点による取組 ② 適正雇用等に向けた助言や啓発 ③ 海外からの外国人材の受け入れ支援 ④ 留学生や県内で働く外国人の雇用や定着に向けた支援 新規 ○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場習慣理解の促進 ○ 介護分野に係る留学生の育成や雇用に向けた支援
		② 多言語に対応した相談窓口の設置			
		③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供			
		④ 様々な主体との連携による情報提供			
	(2) 日本語お よび日本社会に ついての学習機 会の提供	① 日本語や日本社会についての学習機会の提供			⑤ 就労支援窓口における多言語対応 ⑥ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供 ⑦ 外国人材関連施策の推進
		② 日本語教育人材の育成			
		③ 日本語教室への支援			
		④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 拡充 ○ 地域日本語教育の推進に係る計画の改定			
3 安心して暮 らせる生活 環境の整備	(1) 安心して暮 らせる居住支 援	① 安心して暮らせる居住支援 追加 ○ セーフティネット住宅の普及や登録促進 ○ 宅地建物取引業団体および業者への啓発	5 次世代を 育成する 教育およ び保育の 充実	(1) 教育およ び保育環境の整 備	① 外国人児童生徒等の受け入れ体制の整備 ② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備 ③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組 追加 ○ 県立高等学校入学者選抜における受験上の配慮の実施 ④ 児童生徒への国際教育の推進 ⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等 ⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進 ⑦ 外国人学校への支援 追加 ○ 各種学校を運営する学校法人への支援
		② 多言語などの社会保障等の情報提供			
	(2) 安心して 利用できる保 健・医療・福 祉体制の整備	② 多言語での受け入れ体制の整備			
		③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供			
		④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携			

第6章 施策の推進

1 各主体の役割

<県民>

積極的に交流を深め、同じ地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

<自治会など>

すべての会員が活動しやすい環境づくりを整備していく中で、共に交流活動や防災防犯活動などを実施することが期待されています。

<市民活動団体>

各団体は、自分たちの強みや情報、ネットワークを活かし、地域のニーズに応じた活動を行うことが期待されています。

<県市町国際交流協会>

県民と行政の橋渡し役となり、様々な主体とのネットワークを構築するなど、多文化共生の実現に向けた中心的な役割を期待されています。

<大学など>

地域の多文化共生の取組への参画や留学生などの就職支援、多文化共生を推進する人材育成などが期待されています。

<企業など>

国籍等にかかわらず労働者的人権を尊重し、労働関係法令を守ることや、日本語習得の支援や生活オリエンテーションの実施を行うことなどが求められています。

<市町>

多言語での情報提供などの行政サービス向上や多文化共生に関する啓発や交流促進の場づくりなどを進めることができます。

<県>

市町と同様の役割に加え、広域的な課題への対応や様々な主体が連携できる仕組みづくりの推進、国への提言を行います。

<国>

外国人の受入方針や多文化共生に関する施策などを、長期的かつ総合的な視点に立って方針を策定し、実施することが求められています。

2 推進体制

<県内の連携体制等>

市町および市町国際協会等との連携体制や県庁内の推進体制を構築する。

<広域的な連携>

都道府県国際交流推進協議会等を通じ、近畿圏や他府県の外国人が多く住む地域との連携を進める。

3 プランの指標設定と進行管理

- ・プランの進捗状況について、毎年点検・評価を行い、公表する。
- ・指標の項目についても、不断の見直しを行う。

指標	令和5年度 (基準)	令和11年度
1 多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり		
県内に在住する外国人と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合 (%)	64	80
県内に在住する外国人が地域社会に参画していると思う割合 (%)	15	50
2 こころが通じるコミュニケーションの促進		
滋賀県国際協会HPページユーザー数 (外国語) (件)	14,024 (令和元年度)	15,000
地域日本語教育の推進に係る計画の改定	未改定	改定済
3 安心して暮らせる生活環境の整備		
「外国人」を支援対象に含む居住支援法人の指定法人数 (法人)	7	10
外国人患者受入拠点的医療機関数 (機関)	13	14
災害時外国人センター新規登録者数 (人)	5	5
4 働く場での活躍支援		
外国人材受入サポートセンター支援件数 (件)	581	600
(行動目標4に沿った指標を検討中)		
5 次世代を育成する教育および保育の充実		
国際理解出前講座の受講者数 (人)	3,811 (令和4年度)	4,100
不就学外国人児童生徒数 (人)	0	0
日本語指導が必要な外国人児童生徒で、学校において特別な配慮に基づく指導等を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合 (%)	67	80

滋賀県多文化共生推進プラン (第3次改定版)

原案

・素案からの修正・変更箇所は赤字網かけで表記しています。

[基本目標]

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、
国籍や民族などの違いにかかわらず、
相互に人権と個性を尊重しながら、
多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

令和7年（2025年）〇月

滋 賀 県

目 次

第1章 改定にあたって	
1 趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 対象者	2
4 計画期間	2
第2章 改定の背景	
1 滋賀県の現況	3
2 社会経済情勢の変化	12
第3章 これまでの取組と今後の課題	
1 これまでの主な取組	13
2 今後の課題	19
第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標	
1 基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿	21
2 行動目標と推進イメージ	22
第5章 施策の展開	
1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり	24
(1) 多文化共生意識の高揚	
(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり	
2 こころが通じるコミュニケーションの促進	28
(1) 地域における情報の多言語化	
(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供	
3 安心して暮らせる生活環境の整備	31
(1) 安心して暮らせる居住支援	
(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
(3) 災害時への対応	
(4) 生活安全における支援の充実	
4 働く場での活躍支援	36
(1) 円滑かつ適正な受け入れと働く場での活躍支援	
5 次世代を育成する教育および保育の充実	38
(1) 教育および保育環境の整備	
第6章 施策の推進	
1 各主体の役割	41
2 推進体制	43
3 プランの目標設定と進行管理	44
<用語解説>	45

第1章 改定にあたって

1

1 趣旨

2 平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌
3 年(1990年)に施行され、本県においては在留資格「定住者¹」等で来日する南米地域か
4 らの日系人などの外国人が急増しました。

5 急増する外国人への施策の必要性が高まる中、平成18年(2006年)3月に総務省自治行
6 政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自
7 治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。本県では、平
8 成19年(2007年)度に「しが多文化共生推進会議」を設置して、提言をいただき、これら
9 の通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、平成
10 22年(2010年)4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

11 プラン策定と時期を同じくして世界的な経済危機が起り、多くの外国人が職を失い帰
12 国する方が増加し、県内の外国人人口²は一時減少しましたが、平成26年(2014年)以降、
13 就労目的の東南アジア地域出身者を中心に外国人人口が増加し、令和5年(2023年)末に
14 は過去最多となる39,366人となりました。また、近年は国籍の構成も変化してきています。

15 在留資格制度については、令和5年(2023年)に「特定技能」制度が拡充され、令和6年
16 (2024年)6月に入管法等の改正により、「技能実習」³制度が廃止され、「育成就労」⁴制
17 度が創設されることになり、令和9年(2027年)までに施行される予定です。この制度は、
18 長期にわたり日本の産業を支える人材を育成・確保することを目指すもので、今後も就労を
19 目的とした外国人やその家族の増加が見込まれます。

20 今後は、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人の滞在の長期化・定住化が更に進み、
21 県内人口における外国人比率も高まっていくと考えられ、同じ地域社会で共に生き、共に支
22 え合う関係であるとの意識を持つことがますます必要となっています。

23 このような状況の下、社会経済情勢の変化やそれに伴う課題への対応、県内に在住する外
24 国人の現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう「滋賀県多文化共生推進プラン
25 (第3次改定版)」を策定しました。

26

2 プランの位置づけ

このプランは「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針です。

4 **«「多文化共生」とは»**

5 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

3 対象者

多文化共生社会の実現は、国籍や民族などの違いにかかわらず、共に生きていく地域社会の一員として皆で取り組んでいくことであるため、本プランはすべての県民を対象としています。

12 **«「外国人県民」について»**

13 本プランにおける「外国人県民」は、県内に住む外国籍の人を指します。ただ、本プランは、日本国籍を取得し帰化した人や日本国籍であっても親が外国籍である人といった
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 5510 5511 5512 5513 5514 5515 5516 5517 5518 5519 5520 5521 5522 5523 5524 5525 5526 5527 5528 5529 55210 55211 55212 55213 55214 55215 55216 55217 55218 55219 55220 55221 55222 55223 55224 55225 55226 55227 55228 55229 55230 55231 55232 55233 55234 55235 55236 55237 55238 55239 552310 552311 552312 552313 552314 552315 552316 552317 552318 552319 552320 552321 552322 552323 552324 552325 552326 552327 552328 552329 552330 552331 552332 552333 552334 552335 552336 552337 552338 552339 5523310 5523311 5523312 5523313 5523314 5523315 5523316 5523317 5523318 5523319 5523320 5523321 5523322 5523323 5523324 5523325 5523326 5523327 5523328 5523329 5523330 5523331 5523332 5523333 5523334 5523335 5523336 5523337 5523338 5523339 55233310 55233311 55233312 55233313 55233314 55233315 55233316 55233317 55233318 55233319 55233320 55233321 55233322 55233323 55233324 55233325 55233326 55233327 55233328 55233329 55233330 55233331 55233332 55233333 55233334 55233335 55233336 55233337 55233338 55233339 552333310 552333311 552333312 552333313 552333314 552333315 552333316 552333317 552333318 552333319 552333320 552333321 552333322 552333323 552333324 552333325 552333326 552333327 552333328 552333329 552333330 552333331 552333332 552333333 552333334 552333335 552333336 552333337 552333338 552333339 5523333310 5523333311 5523333312 5523333313 5523333314 5523333315 5523333316 5523333317 5523333318 5523333319 5523333320 5523333321 5523333322 5523333323 5523333324 5523333325 5523333326 5523333327 5523333328 5523333329 5523333330 5523333331 5523333332 5523333333 5523333334 5523333335 5523333336 5523333337 5523333338 5523333339 55233333310 55233333311 55233333312 55233333313 55233333314 55233333315 55233333316 55233333317 55233333318 55233333319 55233333320 55233333321 55233333322 55233333323 55233333324 55233333325 55233333326 55233333327 55233333328 55233333329 55233333330 55233333331 55233333332 55233333333 55233333334 55233333335 55233333336 55233333337 55233333338 55233333339 552333333310 552333333311 552333333312 552333333313 552333333314 552333333315 552333333316 552333333317 552333333318 552333333319 552333333320 552333333321 552333333322 552333333323 552333333324 552333333325 552333333326 552333333327 552333333328 552333333329 552333333330 552333333331 552333333332 552333333333 552333333334 552333333335 552333333336 552333333337 552333333338 552333333339 5523333333310 5523333333311 5523333333312 5523333333313 5523333333314 5523333333315 5523333333316 5523333333317 5523333333318 5523333333319 5523333333320 5523333333321 5523333333322 5523333333323 5523333333324 5523333333325 5523333333326 5523333333327 5523333333328 5523333333329 5523333333330 5523333333331 5523333333332 5523333333333 5523333333334 5523333333335 5523333333336 5523333333337 5523333333338 5523333333339 55233333333310 55233333333311 55233333333312 55233333333313 55233333333314 55233333333315 55233333333316 55233333333317 55233333333318 55233333333319 55233333333320 55233333333321 55233333333322 55233333333323 55233333333324 55233333333325 55233333333326 55233333333327 55233333333328 55233333333329 55233333333330 55233333333331 55233333333332 55233333333333 55233333333334 55233333333335 55233333333336 55233333333337 55233333333338 55233333333339 552333333333310 552333333333311 552333333333312 552333333333313 552333333333314 552333333333315 552333333333316 552333333333317 552333333333318 552333333333319 552333333333320 552333333333321 552333333333322 552333333333323 552333333333324 552333333333325 552333333333326 552333333333327 552333333333328 552333333333329 552333333333330 552333333333331 552333333333332 552333333333333 552333333333334 552333333333335 552333333333336 552333333333337 552333333333338 552333333333339 5523333333333310 5523333333333311 5523333333333312 5523333333333313 5523333333333314 5523333333333315 5523333333333316 5523333333333317 5523333333333318 5523333333333319 5523333333333320 5523333333333321 5523333333333322 5523333333333323 5523333333333324 5523333333333325 5523333333333326 5523333333333327 5523333333333328 5523333333333329 5523333333333330 5523333333333331 5523333333333332 5523333333333333 5523333333333334 5523333333333335 5523333333333336 5523333333333337 5523333333333338 5523333333333339 55233333333333310 55233333333333311 55233333333333312 55233333333333313 55233333333333314 55233333333333315 55233333333333316 55233333333333317 55233333333333318 55233333333333319 55233333333333320 55233333333333321 55233333333333322 55233333333333323 55233333333333324 55233333333333325 55233333333333326 55233333333333327 55233333333333328 55233333333333329 55233333333333330 55233333333333331 55233333333333332 55233333333333333 55233333333333334 55233333333333335 55233333333333336 55233333333333337 55233333333333338 55233333333333339 552333333333333310 552333333333333311 552333333333333312 552333333333333313 552333333333333314 552333333333333315 552333333333333316 552333333333333317 552333333333333318 552333333333333319 552333333333333320 552333333333333321 552333333333333322 552333333333333323 552333333333333324 552333333333333325 552333333333333326 552333333333333327 552333333333333328 552333333333333329 552333333333333330 552333333333333331 552333333333333332 552333333333333333 552333333333333334 552333333333333335 552333333333333336 552333333333333337 552333333333333338 552333333333333339 5523333333333333310 5523333333333333311 5523333333333333312 5523333333333333313 5523333333333333314 5523333333333333315 5523333333333333316 5523333333333333317 5523333333333333318 5523333333333333319 5523333333333333320 5523333333333333321 5523333333333333322 5523333333333333323 5523333333333333324 5523333333333333325 5523333333333333326 5523333333333333327 5523333333333333328 5523333333333333329 5523333333333333330 5523333333333333331 5523333333333333332 5523333333333333333 5523333333333333334 5523333333333333335 5523333333333333336 5523333333333333337 5523333333333333338 5523333333333333339 55233333333333333310 55233333333333333311 55233333333333333312 55233333333333333313 55233333333333333314 55233333333333333315 55233333333333333316 55233333333333333317 55233333333333333318 55233333333333333319 55233333333333333320 55233333333333333321 55233333333333333322 55233333333333333323 55233333333333333324 55233333333333333325 55233333333333333326 55233333333333333327 55233333333333333328 55233333333333333329 55233333333333333330 55233333333333333331 55233333333333333332 55233333333333333333 5523

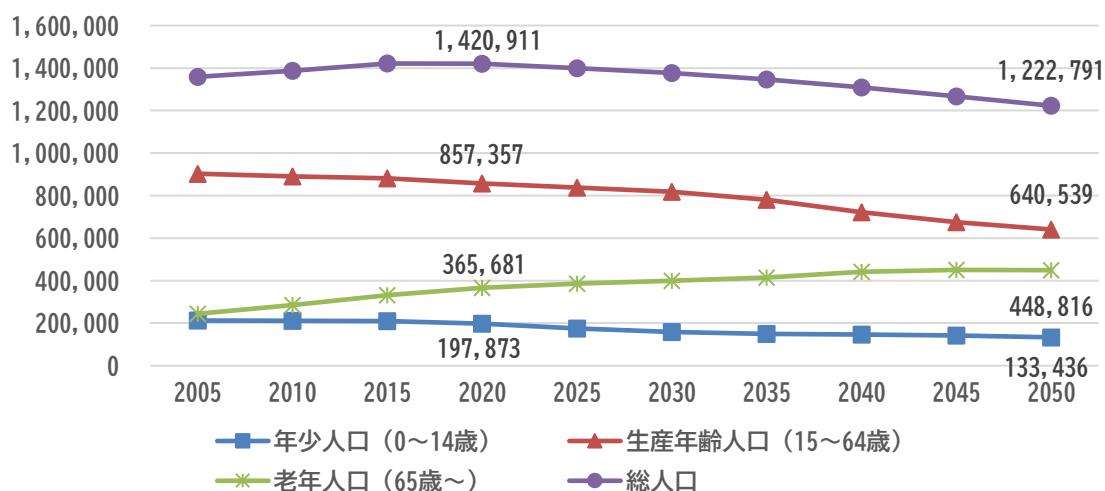
第2章 改定の背景

1 滋賀県の現況

(1) 滋賀県人口の推移

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）ごろをピークに人口減少局面に入っています。老年人口が増える中、年少人口および生産年齢人口は減少し続け、2050 年には総人口がピーク時から 14%ほど少ない約 122 万人となり、高齢化率は 36%を超えると推計されています。（図 1）
- 本県の 1 年間の人口増減数を見ると、日本人は毎年減少しており、外国人の増加によって、県人口は微増または微減に留まっています。（図 2）

図 1 滋賀県人口の推移



（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年 1 月 1 日現在）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年 3 月推計）」（2025 年～2050 年）

図 2 日本人および外国人の 1 年間の人口増減数の推移（滋賀県）

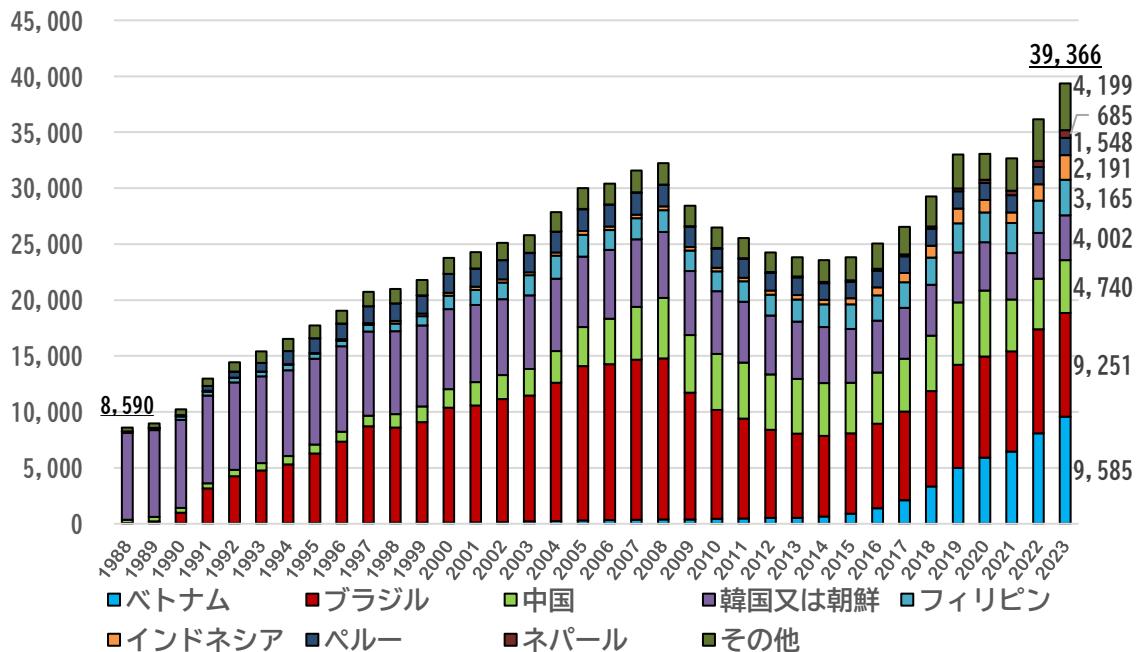


（出典）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年 1 月 1 日現在）

（2）外国人人口の推移

- 令和5年（2023年）12月末現在、滋賀県の外国人人口は39,366人と全国で19番目に多い状況であり、平成26年（2014年）以降、令和3年（2021年）を除き、増加傾向が続いているいます。（図3、図4）
- 県全体の外国人人口の割合は2.79%と全国で13番目に高い状況であり、県民のおよそ36人に1人が外国人です。（図5）市町別では、最も多い湖南市で7.01%、その他11市町が2%を超えてています。（表1）
- 県内に在住する外国人は105もの多くの国・地域の国籍から成ります。その中では、ベトナム、ブラジル、中国の順に多く、この3か国で県内の外国人人口の約60%を占めています。近年の傾向としては、ベトナム国籍が最も増加しており、インドネシア国籍やネパール国籍も増加しています。
- 年齢別にみると男女ともに突出して20代から30代が多く、また、子どもや高齢者など幅広い年齢層の人々が暮らしています。（図6）
- 在留資格別にみると「永住者⁵」が最も多く、「就労に関する在留資格（技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能）」や「家族滞在」の資格が増加しています。（図7）
- 国籍・地域別に在留資格をみると、ベトナムは約80%が「就労に関する在留資格」で、ブラジルはほぼ「身分に基づく在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等⁶、永住者の配偶者等⁷）」、中国は約42%が「身分に基づく在留資格」で、韓国・朝鮮は約81%が「特別永住者⁸」、フィリピンは約71%が「身分に基づく在留資格」となっています。（図8）

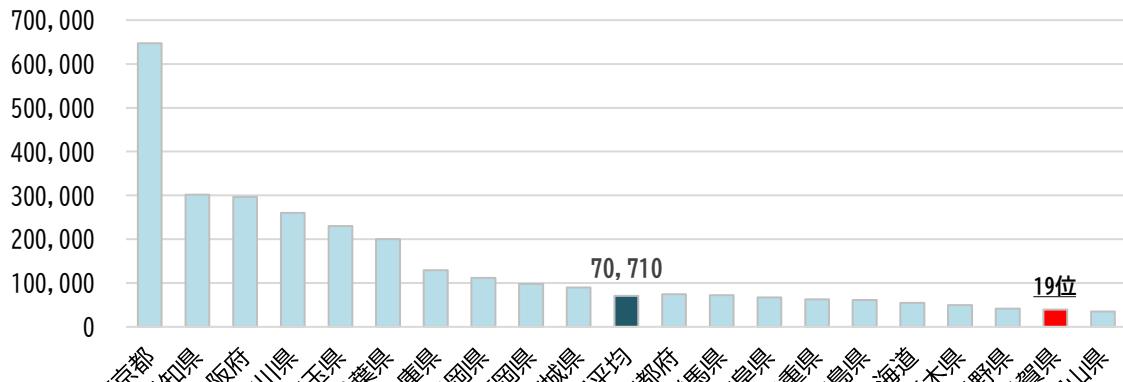
図3 国籍・地域別外国人人口の推移（滋賀県）



（出典）住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課（各年12月末現在）

（注）住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数

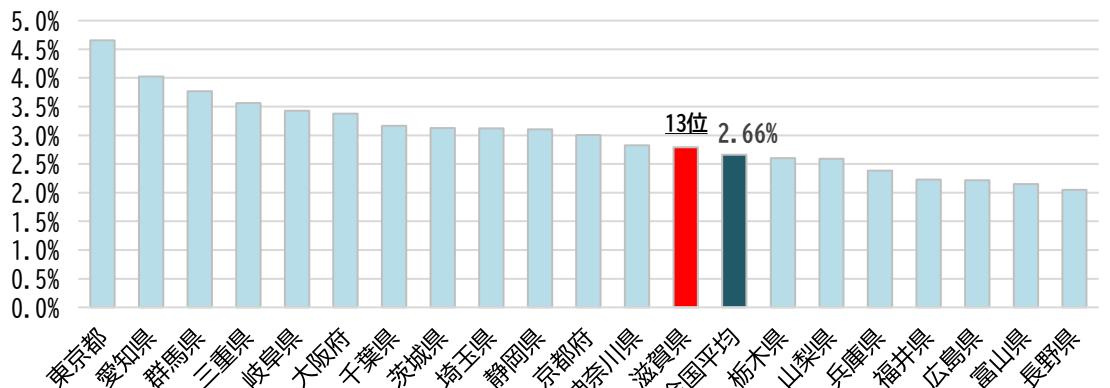
図4 外国人口（都道府県別 上位20県）



1

(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年1月1日現在)

図5 外国人口の割合（都道府県別 上位20都府県）



2

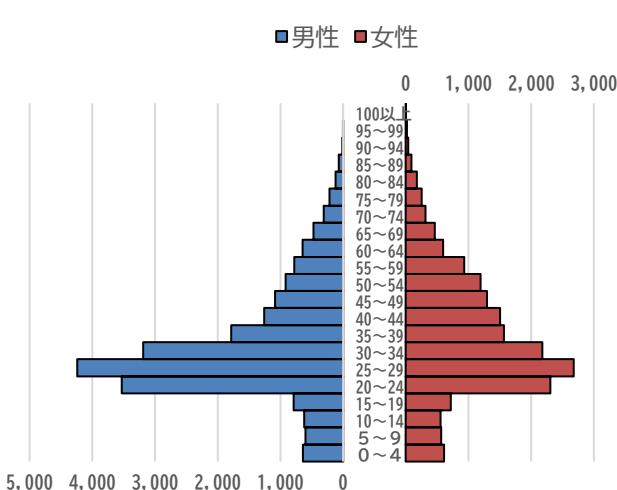
(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年1月1日現在)

3

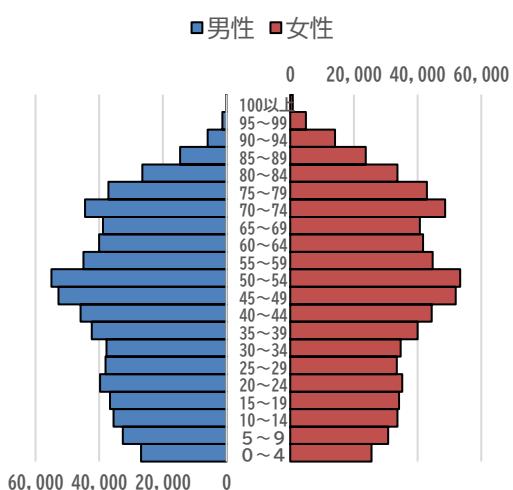
4

図6 人口ピラミッド 外国人県民および全県民（滋賀県）

【外国人県民】



【全県民】



生産年齢人口割合 91.7% 高齢化率 7.1%

生産年齢人口割合 59.9% 高齢化率 26.8%

5

(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年1月1日現在)

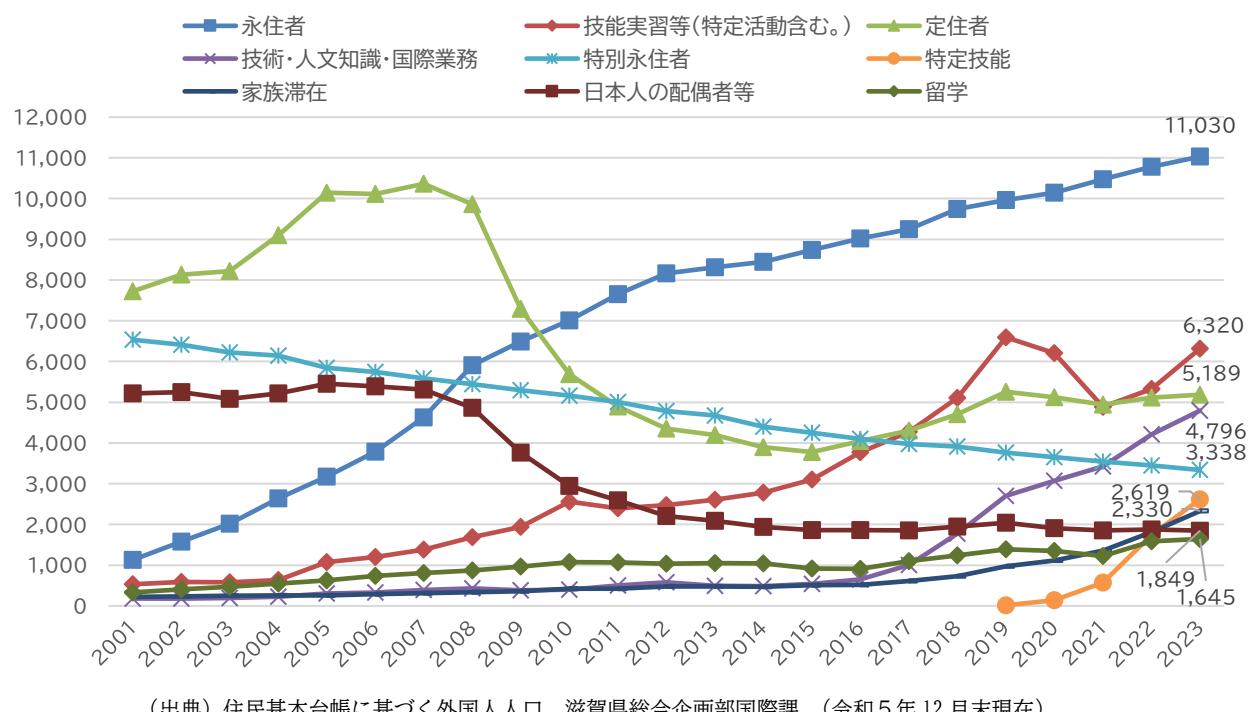
6

表1 市町別外国人口数および割合（滋賀県）

自治体名	外国人人口 (単位:人)	総人口 (単位:人)	総人口に占める 外国人の割合
滋賀県	39,366	1,410,538	2.79%
大津市	5,276	343,916	1.53%
彦根市	3,515	111,118	3.16%
長浜市	4,108	113,940	3.61%
近江八幡市	1,999	81,860	2.44%
草津市	3,503	139,939	2.50%
守山市	1,147	85,866	1.34%
栗東市	1,625	70,469	2.31%
甲賀市	4,514	88,503	5.10%
野洲市	1,047	50,709	2.06%
湖南市	3,810	54,382	7.01%
高島市	742	45,783	1.62%
東近江市	4,754	112,064	4.24%
米原市	674	37,380	1.80%
日野町	899	20,858	4.31%
竜王町	220	11,435	1.92%
愛荘町	1,131	21,190	5.34%
豊郷町	255	7,196	3.54%
甲良町	97	6,511	1.49%
多賀町	50	7,419	0.67%

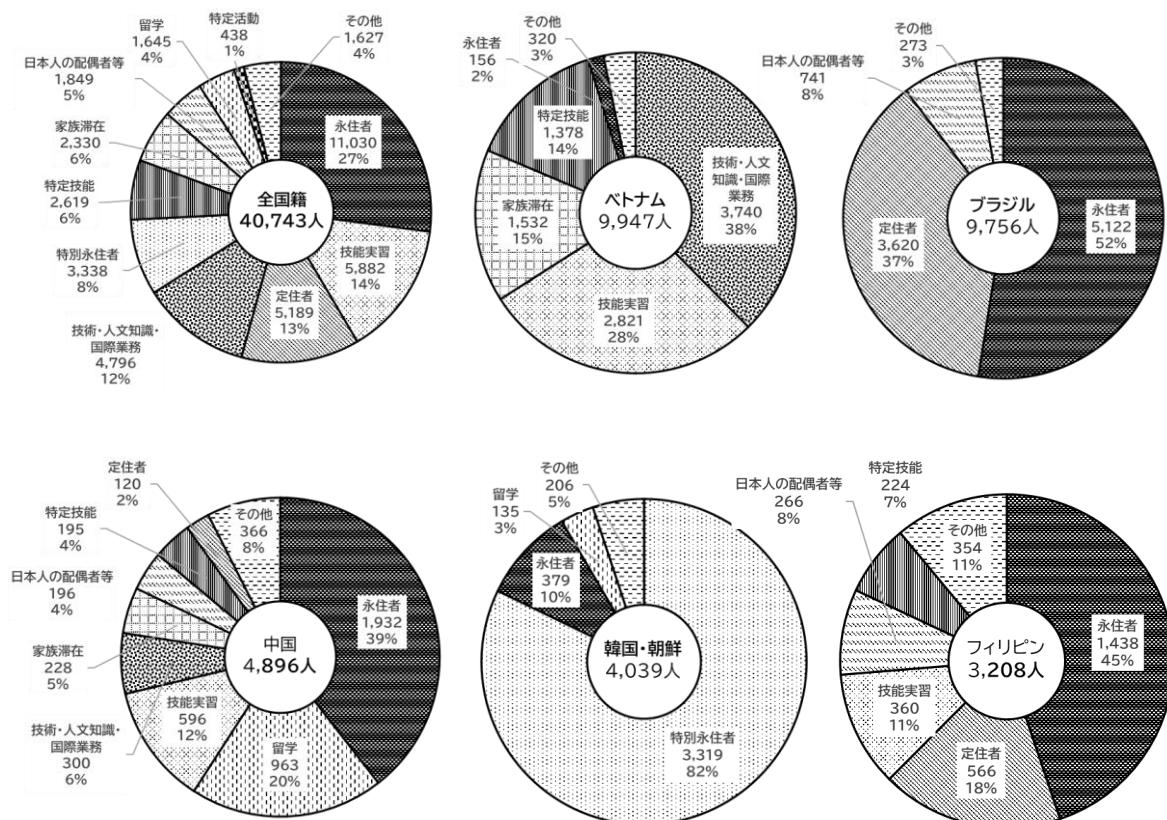
(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課（令和5年12月末現在）

図7 主な在留資格別外国人県民数の推移（滋賀県）



(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 (令和5年12月末現在)

図8 主な国籍別、在留資格別外国人県民数の割合(滋賀県)



(出典) 法務省「在留外国人統計」(令和5年12月末現在)

（3）外国人労働者等の推移

- 外国人労働者数は増加傾向にあり、令和5年（2023年）には外国人労働者数、外国人雇用事業所数ともに過去最多を更新しています。（図9）
- 令和3年（2021年）時点で、外国人労働者数は県内全労働者数の約3%を占め、外国人を雇用する事業所は県内事業所の約5%となっています。
- 本県は全労働者のうち派遣事業で雇用されている割合が他の都道府県と比べて高く、この傾向は県内外国人労働者のうち派遣・請負事業で雇用されている割合でも同様です。令和5年（2023年）時点では41.4%で、特に小規模な事業所の割合が高いです。（表2）
- 産業別では、事業所に雇用される労働者のうちが約46%を製造業が、約30%をサービス業が占めています。（図10）
- 資格別では、「身分に基づく在留資格」が約47%、「就労に関する在留資格」が約46%を占めています。（図11）

図9 外国人労働者数および外国人雇用事業者数の推移（滋賀県）

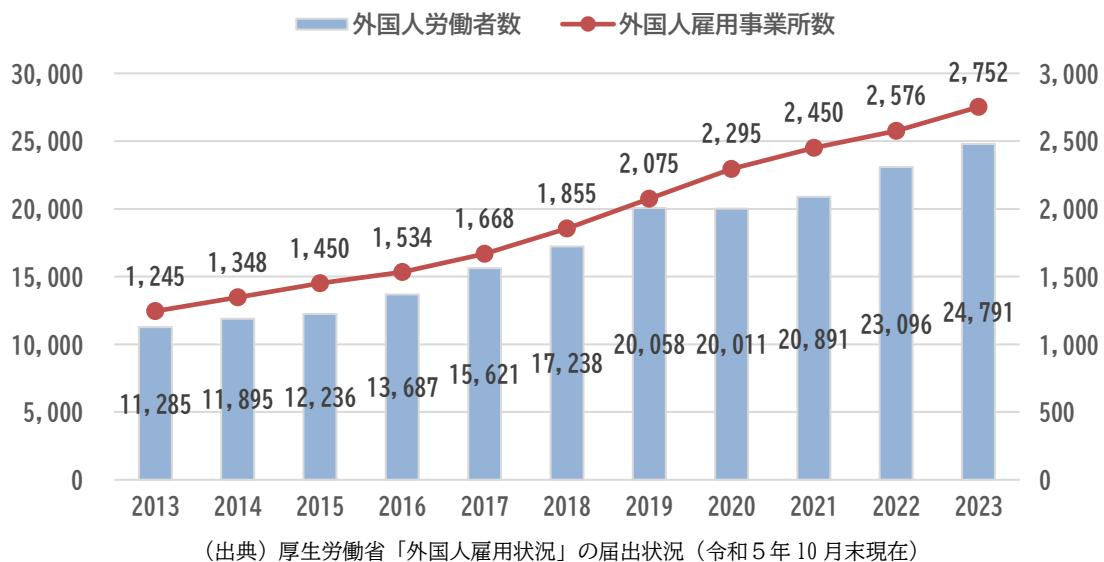


表2 事業所規模別・外国人雇用事業所数および外国人労働者数（滋賀県）

		事業所数	うち派遣・請負事業所 [比率]	構成比	外国人労働者数	うち派遣・請負事業所 [比率]	構成比
全事業所規模計		2,752	447 [16.2%]	100.0%	24,791	10,274 [41.4%]	100.0%
事業所労働者数	30人未満	1,472	227 [15.4%]	53.5%	7,631	3,331 [43.7%]	30.8%
	30～99人	593	130 [21.9%]	21.5%	6,615	3,301 [49.9%]	26.7%
	100～499人	341	64 [18.8%]	12.4%	7,892	3,091 [39.2%]	31.8%
	500人以上	94	14 [14.9%]	3.4%	1,731	197 [11.4%]	7.0%
	不明	252	12 [4.8%]	9.2%	922	354 [38.4%]	3.7%

（出典）厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和5年10月末現在）

図10 産業分類別外国人労働者数（滋賀県）

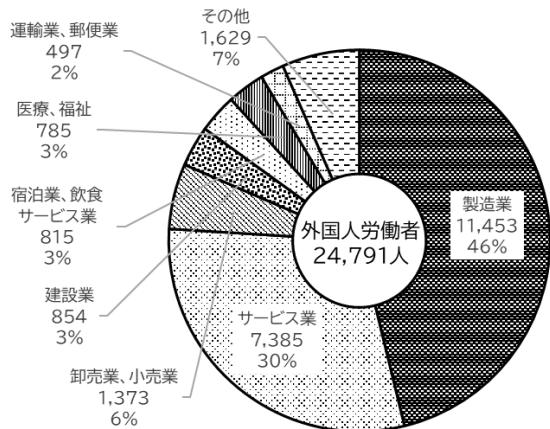
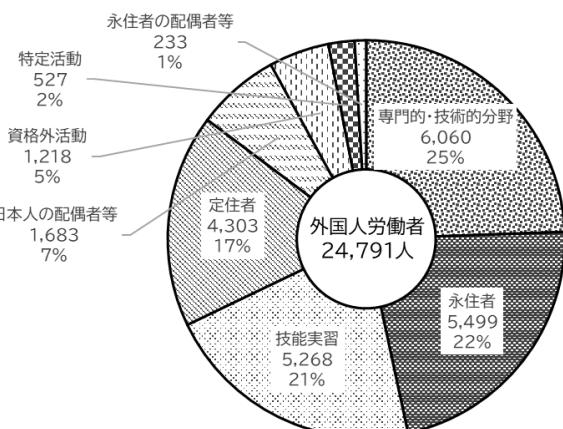


図11 在留資格別外国人労働者数（滋賀県）

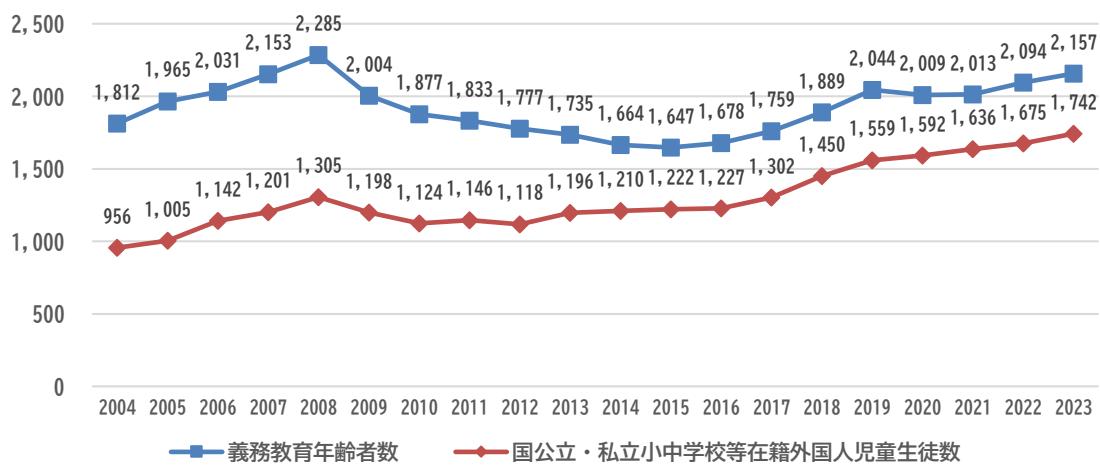


(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和5年10月末現在）

（4）外国人児童生徒数等の推移

- 県内の小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、平成25年（2013年）から増加傾向が続き、令和5年（2023年）が1,742人と過去最多となりました。県内で外国籍の義務教育年齢の子どもが日本の教育機関に通っている割合は、平成16年（2004年）が約53%、令和5年（2023年）が約81%であり、大幅に増加しています。（図12）
- **公立**学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数（**日本国籍含む**）は増加傾向で、令和5年（2023年）には**1,767**人となりました。（図13）
- 日本語指導が必要な児童生徒数（**日本国籍含む**）を母語⁹別にみると、ポルトガル語が約**55%**、スペイン語が約**14%**で、両言語で約**69%**となっています。（図14）

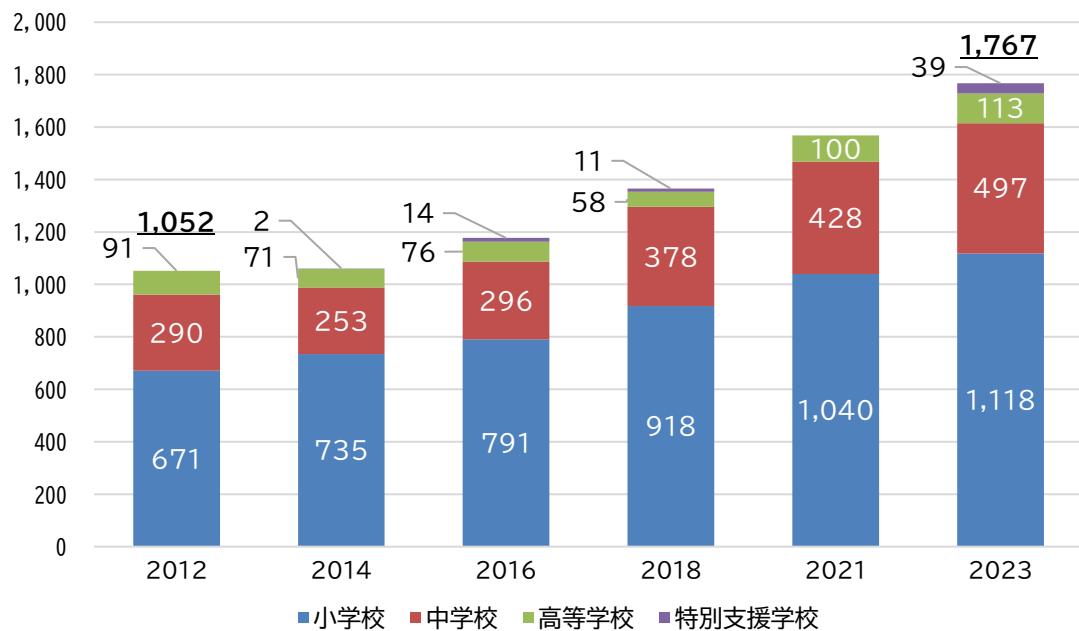
図12 義務教育年齢外国人県民数および国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数の推移（滋賀県）



(出典) 義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」（各年12月末現在）

国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」（各年5月1日現在）

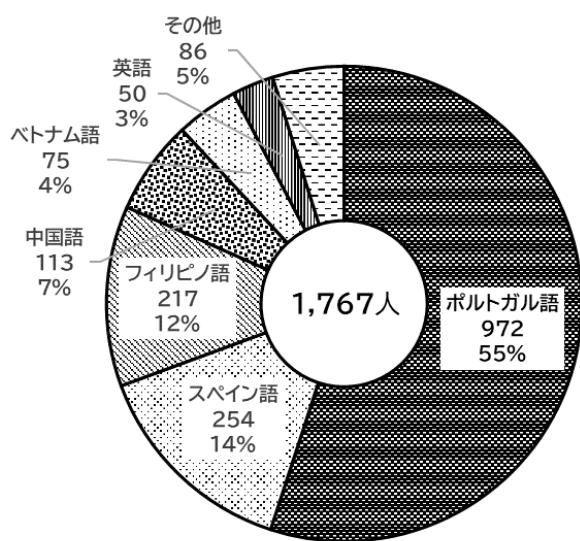
図13 公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数の推移（滋賀県）
(日本国籍の児童生徒を含む)



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」（各年5月1日現在）

1
2
3
4

図14 公立学校に在籍している日本語指導が必要な言語別児童生徒数(滋賀県)
(日本国籍の児童生徒を含む)

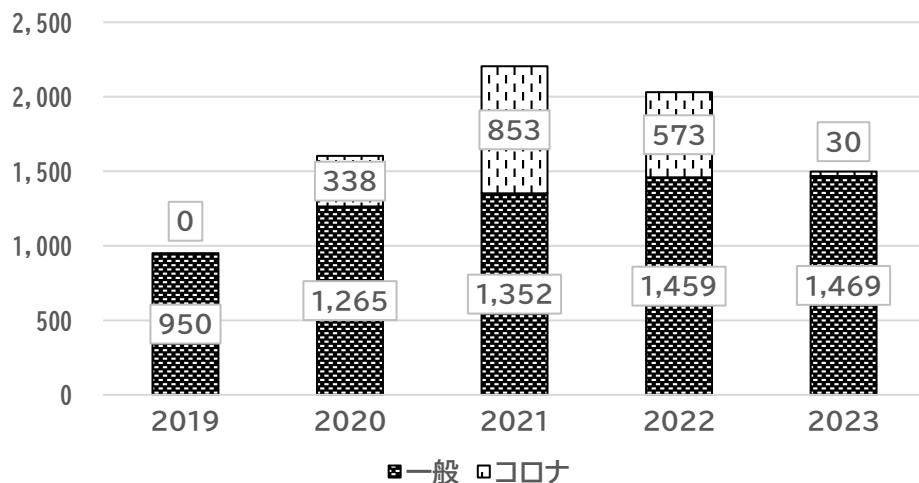


（出典）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」（令和5年5月1日現在）

8
9
10

- 1 (5) しが外国人相談センターにおける相談等**および地域日本語教室**
- 2 ○ (公財)滋賀県国際協会が運営するワンストップ型の相談窓口「しが外国人相談センタ
3 ー」における近年の相談件数は、令和3年(2021年)以降新型コロナウイルス感染症関
4 連の相談が**減ったことに伴い**減少傾向ですが、コロナ関連を除いた一般相談**の件数**は毎
5 年増加しています。(図15)
- 6 ○ 外国語通訳・相談員は「**しが外国人相談センター**」以外にも15市町で配置されています
7 が、ベトナム語など近年需要が増加している言語への対応ができる相談窓口は県や一
8 部の市町のみであり、今後人口増加が見込まれる国籍の方が使用する言語への対応が必
9 要となっています。
- 10 ○ 地域日本語教室数は令和2年(2020年)には13市1町に32教室、令和6年(2024年)
11 には13市2町に34教室**となり、地域日本語教室のない自治体数が1つ減りましたが、**
12 **なお4つの自治体には地域日本語教室が設置されていません。**

図15 しが外国人相談センター相談件数の推移



(出典) (公財) 滋賀県国際協会 (各年3月31日現在)

2 社会経済情勢の変化

（1）新型コロナウイルス感染症や自然災害から得られた教訓

令和元年（2019年）12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、
短時間の間に全世界規模で拡大しました。感染拡大を防ぐため各国で出入国制限などの取
組が進められると、国際的な往来は激減し、日常生活や経済活動は著しく制限されました。
本県においても、日本語を読むことが難しい人への情報の伝達や医療、雇用といった様々
な分野において課題が浮き彫りとなりました。

また、能登半島地震や南海トラフ大規模地震注意情報の発出においても、情報が伝わって
いるかが課題となっており、平時から日本語を読むことが難しい人への情報伝達や支援を
実施するための体制構築を進めることの重要性が高まっています。

（2）デジタル技術の進展と普及

近年、第4次産業革命とも呼ばれるAIなどの先端的なデジタル技術が急速に発展して
います。これらの技術が幅広い分野で活用されることで、働き方やライフスタイルが大きく
変わっていくと見込まれており、既に企業の活動や日常生活の中にも普及し始めています。
スマートフォンやタブレット端末などで、AIを活用した文書や音声を翻訳するアプリ
ケーションを活用することができ、一般的なやり取りであれば、多言語で対応することが格
段に容易になりました。

今後、ますます技術が発展し、日々の生活の中に組み込まれていくことで、多言語対応が
より一般的になると見込まれ、円滑なコミュニケーションを図るために、この技術を有効に
活用していくことが求められています。

（3）制度改正等国の動向

国においては、外国人材¹⁰の受け入れ促進や共生社会の実現に向けた指針を示す「外国人
材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を平成30年（2018年）12月に、中長期的な課題や
具体的な施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を令和4年（2022
年）6月に、閣議決定しており、両計画とも毎年度改定や一部変更が行われています。

日本語教育については、令和元年（2019年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」が
施行され、令和2年（2020年）6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効
果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。令和6年（2024年）には日本
本語教育機関認定法が施行され、日本語教師が「登録日本語教員」として国家資格となりま
した。

在留資格に関しては、令和6年（2024年）に入管法等が改正され、国際貢献を目的とする
「技能実習」制度が廃止され、人材の確保と育成を目的とする「育成就労」制度が新設さ
れることになりました。この改正により、家族帯同や無期限滞在が可能な「特定技能2号」
へ移行する道筋が明確化され、また「特定技能」の対象職種や受入人数も拡充されており、
今後は家族と共に長く日本に滞在する外国人が増えしていくものと見込まれます。

第3章 これまでの取組と今後の課題

1 これまでの主な取組

滋賀県では、令和2年4月に改定した「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）」で掲げた基本目標および5つの行動目標のもと、以下の取組を推進してきました。

（1）こころが通じるコミュニケーション支援

<取組の必要性>

日本語が母語でない人は、言葉の問題から、往々にして生活に必要な知識や情報を得ることが難しく、必要な行政サービスを受けられない、住民としての義務がわからないという状況に直面します。このため、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語¹¹」の活用や漢字にふりがなを振るなどの対応が必要です。

滞在の長期化・定住化の進展に伴い、県内に在住する外国人が抱える問題は多岐にわたり、複雑化しています。通訳・相談員は、幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、関係機関と連携した幅広い支援体制が必要となっています。

また、施設や地域のイベントなどの情報を提供することで、余暇を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにも繋がります。

外国人が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、母国の文化や言語も大切にしつつ、日本語の習得に努め、日本の文化や慣習などの理解を深めることが必要です。

多くの県内在住外国人が、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、日本語学習などの支援を行う場であると同時に、安心できる居場所でもあります。そして、外国人と地域コミュニティをつなぐ役割も果たしています。

日本語教室はボランティアを中心、国際交流協会、市民活動団体などが運営しており、日本語を教える人材の確保や育成、学習者が定着しにくいことなどへの取組も必要です。

① 地域における情報の多言語化

- 外国人向け情報紙「みみタロウ」を多言語（10言語：日本語ふりがな付き、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）で発行し、日本語の理解が十分でない人に向けて、母語による生活情報を提供しました。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報を多言語（8言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）に翻訳し、（公財）滋賀県国際協会HP等での情報発信や関係機関への提供を行いました。
- （公財）滋賀県国際協会内に、多言語対応ができるワンストップ型の外国人相談窓口「しが外国人相談センター」を設置し、生活等に関する相談業務を行いました。また、令和4年に相談員を1名増員し、12言語以上に対応できるよう体制を拡充しました。

1 ② 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- 2 • 地域日本語教育の推進に向け、令和3年度に「滋賀県地域日本語教育実態調査」を実
3 施し、令和4年4月に「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進ア
4 クションプラン」を策定しました。このプランに基づき、地域日本語教育のモデル事
5 業や日本語学習支援者養成のための研修を実施しました。

6

7 (2) 安心して暮らせる生活支援

8 <取組の必要性>

9 賃貸住宅へ入居する際、外国人であること等を理由に入居を拒否される事例があります。
10 外国人は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、
11 日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくく、サービスを受け
12 られていない、制度に加入していない等の課題に直面しています。

13 子育てについては、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えながら、保健サービス
14 や子育て支援などの**必要な情報が得られず**、制度を利用できていないケースもあります。

15 医療については、日本語の理解が十分でない**人が**、外国語で診療を受け**られる医療機関は**
16 **少なく、その情報の周知も限られていて、円滑な受診ができない場合があります。**

17 今後、**県内在住外国人の滞在期間の長期化・定住化**がさらに進むと予想され、健康診断など
18 の健康・保健の普及啓発、また、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必
19 要になると考えられます。

20 災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、
21 様々な困難に直面することが予想されます。このため、防災知識の普及・啓発や関係機
22 関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所生活での**多文化対応**や生活再建支援
23 制度の周知などの災害対策が求められます。今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担
24 い手としての視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

25 言語や法律、習慣などの違いにより、事故や犯罪の**被害者、加害者**のどちらにもならない
26 **よう**、警察による啓発活動に加え、自治体、企業、地域社会が連携した地域安全活動が求め
27 られています。

28

29 ① 安心して暮らせる居住支援

- 30 • 滋賀県居住支援協議会において、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃
31 貸住宅(セーフティネット住宅)の登録や要配慮者からの入居相談を受けるなどして、
32 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進しました。

33

34 ② 安心して利用できる保険・医療・福祉体制の整備

- 35 • 滋賀県救急医療情報システム「医療ネット滋賀」により、外国語対応が可能な医療機
36 関についての情報を多言語（英語・中国語・ハングル）で提供しました。
- 37 • 外国人患者の受入拠点となる医療機関に対し、医療翻訳に対応したタブレット端末等
38 の配備の支援を行いました。

1 ③ 災害時への対応

- 2 • 災害発生時に外国人を支援できる人を増やすため、「災害時外国人サポーター養成講
3 座」を開催しました。
- 4 • 火災や救急現場で外国人への対応ができる消防職員を増やすため、滋賀県国際交流員
5 が消防学校に出向き、(公財)滋賀県国際協会と連携しながら、外国人対応に関する研
6 修を行いました。

7 ④ 生活安全における支援の充実

- 8 • 外国人学校や公立学校等を訪問し、生活安全に係る注意喚起パンフレットや啓発品を
9 配布するとともに、情報交換や意見交換を行うことで一層の連携を図りました。
- 10 • コミュニティ FM^{1・2}放送を介して、防犯や交通安全などの情報についての多言語での
11 広報（ポルトガル語、ベトナム語、中国語、インドネシア語）を行いました。
- 12 • 運転免許に係る各種試験や配布物を多言語化することで、外国人が安全・安心に生活
13 できるよう支援を図りました。

14 運転免許学科試験（スペイン語、ペルシャ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロ
15 シア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、ネパ
16 ル語、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ウルドゥー語、
17 アラビア語及びヒンディー語の計 20 か国語）

18 停止処分者講習での運転シミュレーター（英語、ポルトガル語、中国語、韓国語）

19 停止処分者講習考查（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）

20 外国人等の試験合格者や外国免許からの切替え申請者に渡す「交通ルールの手引き」
21 （英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）

22 犯罪被害者を支援するための手引き（英語、ポルトガル語、中国語、韓国語）

23 (3) 外国人材の活躍支援

24 <取組の必要性>

25 県内企業の深刻な人材不足等を背景に、外国人労働者数は過去最多となりました。

26 しかしながら、職業能力や日本語能力の課題、職場における慣習の相違等を背景に、外
27 国人労働者の中には、なかなか職場に定着できずに転職を繰り返す方や失業が長期化する方
28 もいます。また、健康保険等の社会保険の未加入や、受入れ企業での不適切な賃金の支払い
29 など、関係法令が遵守されていない場合もあることから、適正な受入れ環境の整備への取組
30 が必要とされています。地域経済の持続的な成長を支える貴重な人材として長期に活躍で
31 きるよう取組を進めていく必要があります。

32 本県には多くの大学等が立地し、多数の外国人留学生が在籍しています。しかし、(独)
33 日本学生支援機構(JASSO)の調べによると、国内の留学生のうち、6割が日本での就職を希
34 望しているものの、実際に就職しているのは4割に満たない状況であり、より多くの外国人
35 留学生が県内で就職し、本県で学び培った能力や技術を発揮して活躍できるようにしてい
36 く必要があります。

1 ① 外国人材の受入れと活躍の支援

- 2 • 県内事業者および県内外国人向け相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセン
3 ター」を設置し、雇用に係る各種相談への対応や事業者向けセミナー・留学生向けマ
4 ッチングイベントの開催を行いました。
- 5 • 令和2年（2020年）度に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を開設し、外国人介
6 護人材のマッチング支援や県内事業者を対象としたセミナー開催を実施しました。
- 7 • 介護の専門職を目指すEPA¹³による入国者や留学生を受け入れる施設等に対し、研
8 修や奨学金、日本語学習などにかかる経費の補助を行いました。
- 9 • 技能実習・特定技能の外国人を対象とした研修や定住外国人等を対象とした研修を実
10 施し、介護分野への就労に向けた支援を行いました。
- 11 • 令和3年（2021年）度に県・滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学との間で高度人材の
12 受入れ促進に関する三者覚書を締結し、ベトナムでのマッチングイベントや日本での
13 短期就業体験を行いました。
- 14 • 日本に定住する意志があり、就職意欲のある定住外国人を対象に、ビジネスマナー・
15 コミュニケーション能力・パソコン入力等の職業訓練（定住外国人向け職業訓練コー
16 ス）を実施し、就職支援を行いました。

17 (4) 次世代を担う人材の育成

18 <取組の必要性>

19 県内の日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等の人数（日本国籍含む）は、増加傾
20 向にありますが、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下
21 等につながることがあります。学校生活において、外国人児童生徒等が、孤立することなく、
22 日本の学校に適応できるよう、きめ細かな受入れ体制が求められています。

23 日常会話ができても、学年相当の学習に必要な言語能力が不足し、学習活動への参加に支
24 障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの進路にも大きく影
25 韻していると考えられます。

26 外国人児童生徒等は、母語と日本語という二つの言語を維持・習得することが望ましいで
27 す。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語（日本語）の学習の伸びも早く、
28 学習言語の習得につながります。しかし、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も
29 日本語も十分に理解できないことがあります。自らのアイデンティティ¹⁴の確立や自尊感情の
30 育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えている子どももいます。

31 一方で、すべての児童生徒に対し、多様な文化に対する理解を深め、共に協調して生きて
32 いく多文化共生の理念を理解し、行動できるようにする取組を進めていく必要があります。

33 ① 教育環境の整備

- 34 • 日本語指導が必要な外国人児童生徒等へ対応するための加配教員の配置や非常勤講
35 師の派遣、外国につながりをもつ子どもが多数入所している保育所などによる保育士
36 加配等に対する補助を行いました。

- 1 ・ 外国人児童生徒等を対象に、市町による初期指導教室の実施などへの補助や県による
2 学習指導員や母語支援員の派遣を行いました。
- 3 ・ 県立高等学校等に在籍する外国人生徒を対象とした母語支援員の派遣を行いました。
- 4 ・ (公財)滋賀県国際協会による進路ガイダンスや国際教育推進のための出前講座を実
5 施しました。
- 6 ・ 県内公立学校園教職員に向け、(公財)滋賀県国際協会が主催する「国際教育教材体験
7 フェア」や立命館大学センターと連携した「外国にルーツをもつ児童生徒への教科学
8 習支援」についての研修を行いました。
- 9 ・ (公財)滋賀県国際協会と連携し、外国人学校へマスクや食料品の配布を行いました。

10 (5) 活力ある多文化共生の地域づくり

11 <取組の必要性>

12 県内に在住する外国人の中には、戦前戦後から定住している朝鮮半島出身の人々に加え、
13 平成元年（1989年）の入管法改正を契機に南米の国々などから来日した日系人などがいま
14 す。様々な母語、文化や宗教、民族、歴史的背景等をもつ県民が生活しており、お互いを理
15 解し、尊重し合うことが求められています。

16 一方で、地域や仕事場などで日本人と外国人が接する機会は増えたものの、言語や文化、
17 習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、交流が進んでいるとは言えません。その
18 一方で、外国人も、日本語によるコミュニケーションが難しく、地域情報が十分に得られて
19 いないことなどから、地域住民との交流や地域社会への参加ができず、地域社会にとけ込め
20 りきれないこともあります。

21 同じ地域で暮らす県民として、お互いの顔が見える関係をつくるような交流の場が求め
22 られています。

23 ① 地域社会に対する意識啓発

- 24 ・ 多文化共生に関する最新の課題や先進事例等を学んで理解を深めるとともに、地域で
25 活動するためのノウハウなどを習得するための講座を開催しました。
- 26 ・ 各種人権啓発イベントにおける多文化共生に関する催しや外国料理販売の実施、人権
27 に係る広報における多文化共生の周知を行いました。
- 28 ・ 県や市町の多文化共生担当職員を対象としたワーキングを設置し、情報共有や課題の
29 検討などを行いました。
- 30 ・

31 ② 多様性を生かした活力ある地域づくり

- 32 ・ 外国人向け情報紙「みみタロウ」を多言語で発行し、日本語の理解が十分でない人に
33 向けて、母語による生活情報を提供しました。（再掲）

1 (6) 指標の達成状況

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
1 こころが通じるコミュニケーション支援							
滋賀県国際協会HPページユーザー数 (外国語)(件)	4,199	14,024	22,579	28,894	33,326	23,054	10,000
日本語教育の推進に係る計画策定	未策定	未策定	未策定	策定済	策定済	策定済	策定済
2 安心して暮らせる生活支援							
セーフティネット住宅の登録件数 (件)	200	200	206	10,185	11,405	12,155	857
外国人患者受入拠点的医療機関数 (機関)	0	13	13	13	13	13	14
災害時外国人サポート登録人数 (人)	111	113	123	128	132	137	140
外国人学校・警察ネットワーク会議 開催数(回)	11	12	12	12	12	12	17
3 外国人材の活躍支援							
外国人材受入サポートセンター支援 件数(件)	-	669	584	1,359	589	581	500
定住外国人向け職業訓練コース修了 者等の就職率(%)	81	79	52	83	70	60	81
4 次世代を担う人材の育成							
国際理解出前講座実施回数(回)	35	36	20	55	59	69	50
不就学外国人児童生徒数(人)	0	0	0	0	0	0	0
日本語指導が必要な外国人児童生徒 で、学校において特別な配慮に基づ く指導等を受けている児童生徒のう ち、「特別の教育課程」による指導を 受けている児童生徒の割合(%)	67	70	62	80	62	67	100
5 活力ある多文化共生の地域づくり							
外国人県民と地域社会において交流 や関わりを持ちたいと思う県民の割 合(%)	64	64	68	62	72	64	80
外国人県民が地域社会に参画してい ると思う割合(%)	-	-	21	22	19	15	50

2

2 今後の課題

1 今般の在留資格制度の改正もあり、県内に在住する外国人は今後も増加するものと見込
2 まれ、人口減少の流れの中で県内人口における外国人の人口比率は高まっていきます。国籍
3 や民族などの違いにかかわらず、すべての県民が、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う
4 関係であるという意識を持つことがありますます必要となってきており、今はまさにその転換
5 点にあると言えます。

(1) 多文化共生に関する県民意識の高揚

6 本県でも既に人口減少局面に入り、今後緩やかに進んでいくと予測されています(P3.
7 図1)、近年は外国人が増加する傾向が続いている。(P4.図3)人口減少とともに更なる
8 高齢化が進んでいる中、外国人は若い世代が非常に多いことも特徴です。(P5.図6)

9 今後は、日本人も外国人も同じ地域社会で共に生き、共に支え合うという考え方を持って
10 行動していくことが、より重要になってきますが、多文化共生の意識や地域づくりに関する
11 指標(「外国人県民と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合」「外国人
12 県民が地域社会に参画していると思う割合」)は十分とはいはず、県民意識の高揚を図る取
13 組を進めることが急務と言えます。

14 そのためには、外国人が日本社会やその習慣への理解を深める機会を増やしていくこと
15 と併せ、日本人に対する働きかけも必要です。

16 具体的には、交流できる場を増やすことや、共に地域で活動する機会を増やす、多文化共
17 生について学べる機会を増やすなどの取組を推進していくことが必要です。

(2) コミュニケーション支援の強化

18 今後、本県においては、就労目的の方やその帯同家族を中心に、長く定住する外国人が更
19 に増加していくことが見込まれます。

20 滞在期間の長期化に伴い、住まいや医療、教育、災害支援を含めた地域活動など、日々の
21 暮らしの様々な場面で日常的に日本人と外国人とが接する場面が増えていくことから、双
22 方ともに円滑なコミュニケーションができるようスキルを高めることが必要になります。

23 そのためには、急速に発展しているデジタル技術の活用が有用です。自動翻訳のアプリケ
24 ーションの活用やタブレット端末等を用いた通訳の利用は、誰もが利用しやすい状況にな
25 りつつあり、更なる普及を推進することが必要です。

26 多言語対応が難しい場面において、「やさしい日本語」を用いればコミュニケーションで
27 きることも多く、相手に合わせた分かりやすい表現や相手の気持ちを思いやった丁寧なや
28 り取りをすることの必要性や効果を広めていくことも重要です。

29 日本語教育を受けられる機会や場所を増やしていくことも大切で、そのためには日本語
30 を教える人材の確保や育成が必要です。

1 (3) 様々なライフステージへの対応
2 定住する外国人が増加し、その期間が長くなるにつれ、県内に在住する外国人の年齢構成
3 は幅広くなってきており、乳児期から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた切れ
4 目のない対応が必要となっていきます。

5 乳児期においては、出産前後の母子やその家庭への支援、幼児期においては保育や幼児教
6 育の体制の整備が必要となります。学齢期では、学校で子どもを受入れる体制を整えること
7 や、その保護者への支援も必要であり、進路選択における情報提供も重要とななります。青年
8 期、壮年期においては、雇う側も働く側も活動しやすい労働環境づくりを推進していくことが
9 必要であり、高齢期では老後の生活や介護への対応が必要となります。また、課題が多様化・
10 複雑化していく中で、相談体制をより充実させていくことは、ますます重要とななります。

11 特定の年代や場面だけを想定した支援や対応を超えて、一人ひとりのトータルの人生を
12 イメージして方策を進めていく重要性が高まっており、その実現のためには幅広く分野を
13 横断した推進体制を構築し、維持していくことが求められています。

14

1

第4章 めざす多文化共生社会の姿と行動目標

2

1 基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

3

(1) 基本目標

4

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に
5 人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

6

7

(2) 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

8

県民一人ひとりが、国籍や民族などの違いにかかわらず、異なる生活習慣や文化、価値観
9 を認め合い、同じ地域社会で共に生き、共に支え合う担い手として対等な関係を築くことを
10 目指しながら、様々な活動に~~共~~に参加し、協力することにより、多様性を生かした新たな価
11 値を創出し、地域の社会や経済がより一層活性化し、発展していく社会。

12

○**国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であると
意識している。**

13

国籍やルーツが自分とは違っていたとしても、同じ地域の中で共に生き、支えあう関係
14 であるという意識を持つことが、多文化共生社会を作っていく始まりになる。

15

○**だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。**

16

外国人に情報を伝えるために大事なことは、その情報を分かりやすくすること。そして、
17 外国人が分かりやすい情報は、すべての**人**にとっても分かりやすい。

18

○**デジタル技術を活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションを図っている。**
言語や文化が異なる相手でも、**「やさしい日本語」**で会話したり、アプリ**ケーション**で
19 翻訳したり、タブレットを通じた通訳サービスを介したり、**様々な**方法でやり取りする。

20

○**外国人が安心して暮らし働くことで、だれもが住みよい社会となっている。**

21

外国人が安心・安全に暮らせる社会づくりを目指す取組は、すべての**人**にとって安心で
22 きる社会づくりにもつながっている。

23

○**誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。**

24

子どもも大人も、日本語ができなくても、学べる環境を整えて、誰もが自分の未来のために進むことができるようにする。それは、みなが共に生きられる未来へつながる。

25

26

2 行動目標と推進イメージ

（1）5つの行動目標と10の施策の方向性

基本目標や滋賀県がめざす多文化共生社会の姿を実現するために、**すべての人が取り組む**、次の5つの行動目標を柱として、10の施策の方向性により本県における多文化共生推進の施策を展開します。

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

（1）多文化共生意識の高揚

（2）多様性を生かした活力ある地域づくり

行動目標2 こころが通じるコミュニケーションの促進

すべての県民が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるように**取り組みます**。

（1）地域における情報の多言語化

（2）日本語および日本社会についての学習機会の提供

行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

すべての県民が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。

（1）安心して暮らせる居住支援

（2）安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

（3）災害時への対応

（4）生活安全における支援の充実

行動目標4 働く場での活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、**就労を目的として来県する外国人**を円滑かつ適正に受入れるとともに、**すべての県民が**働く場で活躍できるよう支援します。

（1）円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍支援

行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実

国籍やルーツにかかわらずだれもが等しく教育**および保育**を受けられる環境を整備し、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

（1）教育**および保育**環境の整備

1 (2) 推進イメージ

基本目標	「滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。」																									
めざす姿	<p>滋賀県がめざす多文化共生社会の姿</p> <p>国籍やルーツにかかわらず、みな同じ地域社会で共に生き、共に支え合う関係であると意識している。</p> <p>だれにとっても分かりやすい情報が、届けたい人に伝わっている。</p> <p>デジタル技術を活用して、相手の状況に合わせてコミュニケーションを図っている。</p> <p>外国人県民が安心して暮らし働くことで、だれもが住みよい社会となっている。</p> <p>誰もが学ぶことができる社会が、共生社会を未来へとつないでいく。</p>																									
取組	<p>5つの行動目標、10の施策の方向性</p> <table border="1"><tr><td>①多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり</td><td>②こころが通じるコミュニケーションの促進</td><td>③安心して暮らせる生活環境の整備</td><td>④働く場での活躍支援</td><td>⑤次世代を育成する教育および保育の充実</td></tr><tr><td>多文化共生意識の高揚</td><td>地域における情報の多言語化</td><td>安心して暮らせる居住支援</td><td>円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍支援</td><td>教育および保育環境の整備</td></tr><tr><td>多様性を生かした活力ある地域づくり</td><td>日本語および日本社会についての学習機会の提供</td><td>安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>災害時への対応</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>生活安全における支援の充実</td><td></td><td></td></tr></table>	①多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり	②こころが通じるコミュニケーションの促進	③安心して暮らせる生活環境の整備	④働く場での活躍支援	⑤次世代を育成する教育および保育の充実	多文化共生意識の高揚	地域における情報の多言語化	安心して暮らせる居住支援	円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍支援	教育および保育環境の整備	多様性を生かした活力ある地域づくり	日本語および日本社会についての学習機会の提供	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備					災害時への対応					生活安全における支援の充実		
①多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり	②こころが通じるコミュニケーションの促進	③安心して暮らせる生活環境の整備	④働く場での活躍支援	⑤次世代を育成する教育および保育の充実																						
多文化共生意識の高揚	地域における情報の多言語化	安心して暮らせる居住支援	円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍支援	教育および保育環境の整備																						
多様性を生かした活力ある地域づくり	日本語および日本社会についての学習機会の提供	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備																								
		災害時への対応																								
		生活安全における支援の充実																								

2

3

第5章 施策の展開

1

行動目標1 多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

(1) 多文化共生意識の高揚



2

- 3 ○ 多文化共生意識を高めるために特に必要とされる人ととの交流を促進するため、交
4 流の場づくりや共通体験の場の設定に取組みます。
- 5 ○ 幼少期から青少年期における国際交流を通じて、多文化共生意識の素地を身につけら
6 れるよう、学校等へのアウトリーチ事業を推進します。
- 7 ○ 国籍や自身のルーツなどにかかわらず、人権を尊重しあい、安心して安全にともに暮ら
8 していく多文化共生の社会を実現できるよう、「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定
9 版）」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法
10 律」（ヘイトスピーチ解消法）も踏まえながら、様々な人権啓発を推進します。
- 11 ○ 相互理解を促進し、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた
12 取組を行います。
- 13 ○ 地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じ、県民の国
14 際感覚の育成を推進します。

15

◆施策・取組◆

① 交流の場づくり

○ 交流の場づくり

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、様々な主体が連携し、
国籍、**文化、宗教**などにかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、また、地域社会
とつながる場づくりを推進します。

17

② 幼少期から学齢期における多文化共生意識の素地づくり

○ 多文化共生意識の素地づくり

（公財）滋賀県国際協会と連携した国際交流等や滋賀県国際交流員による学校等への
出前講座などを通じ、多文化共生意識の素地づくりを推進します。

18

③ 多文化共生の意識づくり

○ 多文化共生の意識づくり

(公財)滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた取組を行うとともに、主体的に活動する県民を育成します。

○ 多文化共生推進月間

多文化共生推進月間を設定し、多文化共生に関する理解の促進や交流の場づくりに向けた取組を行います。

○ 多文化共生推進についての周知広報

県が有する広報媒体を中心として、多文化共生の推進に関する周知広報を行います。

○ 人権意識の高揚

多文化共生を推進するため、「滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）」に基づき、人権教育・啓発の充実に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

○ 地域住民に対する災害時の外国人支援についての意識づくり

災害時に地域において、外国人も含めたすべての県民が孤立することなく、円滑に避難所生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。

1

④ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

○ 多文化共生意識をもった行政職員の育成

市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や先進的な取組事例の紹介を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。

2

(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり



- 1
- 2 ○ 市町や自治会などが、**外国人も含めたすべての県民**に自治会や地域活動への参加を**積極的に働きかける**ことを推進します。
- 3
- 4 ○ 留学生や技能実習生、外国人の配偶者など**様々な立場の人が**孤立しないよう、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加を通じ、**交流の場**づくりを推進します。
- 5
- 6 ○ 日本語が十分理解できない**人**にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 7
- 8 ○ **県内在住**外国人から自国の言葉や文化を学ぶ機会を増やすなど、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を生かした社会参画を促進し、地域の活性化や国際化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 9
- 10 ○ **全ての県民**がそれぞれの能力を發揮し、いきいきと働くことができる、全員参加型の社会づくりを推進します。
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15

◆施策・取組◆

① 社会活動への参加促進

○ 社会活動への参加促進のための情報提供

社会活動への参加を促すため、様々な主体と連携して、多言語や「やさしい日本語」などの情報提供を推進します。

○ **外国**の文化や言語を生かした社会参画の推進

県内に在住する外国人や市町、国際交流協会等と連携し、その文化や習慣、言語を学ぶことや体験する機会を増やすよう努め、県民の異文化理解¹⁵力や国際感覚の育成を図るとともに、社会参画を推進します。

○ **県内に在住する外国人**や関係者から意見を聞く仕組みづくりの検討

県内に在住する外国人のニーズを把握するために、オンラインでのアンケートやタウンミーティングの開催といった意見を聞く仕組みづくりを検討します。

○ 交流の場づくり *再掲

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、様々な主体が連携し、国籍、文化、宗教にかかわらず、県民が気軽に集え、交流ができ、地域社会とつながる場づくりを推進します。

○ 多文化共生推進月間 *再掲

多文化共生推進月間を設定し、多文化共生に関する理解の促進や交流の場づくりに向けた取組を行います。

② 地域で活躍する外国人の情報発信

○ 地域で活躍する外国人の情報発信

積極的にボランティア活動に取り組んだり、地域で活躍する外国人芸術家や企業家やグループなどの情報発信を行います。

1

③ 多様性を生かした地域づくり

○ 多様な人材の活躍（ダイバーシティ¹⁶⁾）の推進

国籍や民族の違いにかかわらず、多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信に努めます。

○ 県内に在住する外国人との協働による滋賀の魅力発信

県内に在住する外国人との協働による、SNS等を活用した滋賀の魅力発信を行います。

2

④ 多文化共生の担い手の確保・育成

○ 異文化理解力や国際感覚の育成

(公財)滋賀県国際協会と連携した国際交流等や、県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

○ 相談や通訳にかかる専門家の養成

市町などで多言語での相談や通訳を担当する職員を対象に研修会を開催するなど、多文化共生に係る人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

○ 日本語学習支援者の確保・育成

市町や国際交流協会等と連携し、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。また、国等が開催する日本語教育人材育成のための各種研修等に関する情報提供を行います。

○ 多文化共生社会に対応する国際教育の研修

教員研修において、(公財)滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度を活用するなどにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

3

⑤ 行政の「国際化」

○ すべての県民にとって利用しやすい行政

すべての県民にとって利用しやすい行政を目指し、案内表示の多言語化や窓口での「やさしい日本語」等を活用した対応、分かりやすい文書作成等に努めます。

○ 県職員を対象とした外国語や「やさしい日本語」講座の実施

県職員を対象に、JCMU(ミシガン州立大学連合日本センター)や県国際交流員などによる外国語や「やさしい日本語」講座を行い、応対力向上に努めます。

4

行動目標2 こころが通じるコミュニケーションの促進

すべての県民が、生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう取り組みます。



(1) 地域における情報の多言語化

- 生活に必要な情報を、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記で提供することを推進します。
- 外国語による対応ができるよう、通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディア媒体を活用するなど、様々な主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活・教育情報の提供

○ 多言語による行政・生活情報の提供

県は、各課において外国語や「やさしい日本語」での情報提供に努めます。また、(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページやSNSを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。

○ 分かりやすい案内表示の普及

公共施設などにおける外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなど多様な案内表示の普及に努めます。

○ 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

② 多言語に対応した相談窓口の設置

○ 多言語に対応した相談窓口の設置

法務省所管の外国人受入環境整備交付金を活用し、外国語が話せる相談員や通訳を配置した相談窓口を設置します。

○ 相談や通訳にかかる専門家の養成 *再掲

市町などで**多言語**での相談や通訳を担当する職員を対象に、研修会を開催し、人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

1

③ 理解しやすい情報（「やさしい日本語」など）の提供

○ 「やさしい日本語」等の普及

「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、**市町・県**自治体職員や関係者等に対する普及を進めます。

2

④ 様々な主体との連携による情報提供

○ 様々な主体との連携による情報提供

行政や国際交流協会、市民活動団体などと連携し、多様な**発信方法で、県内に在住する**外国人への情報提供の充実に努めます。

3

4

5

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供



6

- 身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業などが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室との連携強化を進めます。
- 日本語や日本社会についての学習を必要とする**県民**への支援を進めます。
- 県、市町、国際交流協会、企業などとの連携の下、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。

13

◆施策・取組◆

① 日本語や日本社会についての学習機会の提供

○ 日本語学習機会の提供

市町や関係機関、市民活動団体などと連携しながら、学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供に努めます。

○ 日本語や日本社会についての学習に関する情報提供

日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報等の情報を提供します。

○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場習慣理解の促進

留学生や県内企業で働く外国人を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語の習得や日本の職場習慣の理解を促進します。

○ 介護を学ぶ留学生への日本語学習支援

介護福祉士養成施設等が実施する留学生への日本語学習支援等への支援を行います。

1

② 日本語教育人材の育成

○ 日本語学習支援者_{の確保・育成} *再掲

市町や国際交流協会等と連携し、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。また、国等が開催する日本語教育人材育成のための各種研修等に関する情報提供を行います。

2

③ 日本語教室への支援

○ 日本語教室への情報提供

(公財)滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例などの情報提供に努め、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。

○ 日本語教室と関係機関との連携

市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、日本語教室を通じたニーズの収集を進めます。

○ 市町が実施する日本語教室運営に対する支援

自治振興交付金により、日本語学習および教材整備に係る経費を補助します。

3

④ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

○ 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議の実施

市町、国際交流協会、企業等とともに、地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行います。

○ 地域日本語教育を推進する事業の実施

地域日本語教育に関するコーディネーターのもとで、地域の日本語教室への助言、日本語学習支援者の確保・育成のための取組を実施します。

○ 地域日本語教育の推進に係る計画の改定

市町や国際交流協会などの関係者と連携しながら、地域日本語教育の推進に係る計画の改定を行います。

4

行動目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

すべての県民が、生活サービスを安心して利用でき、安全に暮らすことができる環境を整備します。



(1) 安心して暮らせる居住支援

○ すべての県民の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

① 安心して暮らせる居住支援

○ 滋賀あんしん賃貸支援事業

賃貸住宅への入居の制限を受けやすい人の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町や協力店(仲介事業者等)、支援団体と連携して、入居に関するサポートを行います。

○ セーフティネット住宅¹⁷の普及や登録促進

外国人世帯等であることを理由にした入居拒否を行わないセーフティネット住宅の普及や登録促進を行います。

○ 滋賀県居住支援協議会における取組

滋賀県居住支援協議会（事務局：県住宅課）において、住宅確保要配慮者を対象とした相談窓口を設置することなどにより、円滑な入居を促進します。

○ 宅地建物取引業団体および業者への啓発

県内の宅地建物取引業団体および業者に向け、外国人などすべての県民の入居が不利にならないよう、啓発を行います。

(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備



○ すべての県民が安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉、介護など社会保障に関する情報を、多言語や「やさしい日本語」で提供することに努めます。

○ 外国人も含め誰もが地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

○ 外国語で対応できる医療機関や福祉施設を増やす取組を推進し、その機関の情報提供を進めます。

1 ◆施策・取組◆

① 多言語などの社会保障等の情報提供

○ 相談窓口等での情報提供

外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、多言語や「やさしい日本語」で提供することに努めます。

2

② 多言語での受入体制の整備

○ 医療機関における多言語対応

外国人患者を受入れる拠点的な医療機関をすべての圏域から選出し、拠点的な医療機関に対し、情報提供等による支援を行います。

○ 母語で介護を行う取組の推進

母語による介護サービスを受けられる取組を推進します。

3

③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

外国語で対応が可能な県内の病院などについて、「医療情報ネット」や（公財）滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。

4

④ 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携

外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口と連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV¹⁸・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。

○ 福祉関係者への多文化共生の意識づくり *再掲

市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の意識づくりの推進に努めます。

5

(3) 災害時への対応



3

- 4 ○ 災害時など緊急事態において県内在住外国人や外国からの観光客へ効果的な対応がで
5 きるよう、地域防災計画内に対策を定めるとともに、計画に基づく支援や対策を行います。
- 6 ○ 平時から県内に在住する外国人に対して、「自助」に加え「共助」の担い手の視点も踏
7 まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、
8 地域における防災訓練への参加を促進します。
- 9 ○ 災害時に、県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での
10 相談対応に努めます。また、ボランティアと協力しながら、被災地の外国人への支援を行
11 います。
- 12 ○ 平時から（公財）滋賀県国際協会などの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の
13 支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人センター養成講座を開催するなど
14 人材育成を行います。

15

◆施策・取組◆

① 防災知識等の普及啓発

○ 防災情報発信の推進

市町や関係団体などと連携し、多言語による防災情報の提供や災害時情報提供アプリ「Safety tips」を周知するなど、平時から防災に関する基本的な情報の発信を推進します。

○ 地域住民に対する災害時の外国人支援についての意識づくり *再掲

災害時に地域において、外国人も含めたすべての県民が孤立することなく、円滑に避難所生活が送れるよう、平時から顔の見える関係づくりの推進や地域住民に対する意識づくりに努めます。

○ 分かりやすい案内表示の普及 *再掲

公共施設などにおける外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなど多様な案内表示の普及に努めます。

○ 「やさしい日本語」等の普及 *再掲

「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなを付けるなど、理解しやすい日本語の表現について、市町とも連携し、市町・県自治体職員や関係者等に対する普及を進めます。

17

② 防災訓練の活用

○ 県内に在住する外国人への参加促進

県内に在住する外国人のコミュニティや外国人が多く就業する企業に対し、市町や自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高め、災害に対する不安を解消することに努めます。

○ 地域の防災訓練での体験機会の提供

県や市町の防災訓練に県と（公財）滋賀県国際協会とが連携して参加し、災害時外国人支援についての体験や学びの機会を提供します。

1

③ 災害時外国人支援のための人材養成

○ 災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催

県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、災害発生時に外国人を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。

○ 地域や学校、消防学校での研修の実施

（公財）滋賀県国際協会と連携し、地域や学校での被災外国人についての体験型学習や滋賀県国際交流員による消防学校での研修を実施します。

2

④ 災害時における中核的な支援拠点の設置

○ 県や（公財）滋賀県国際協会の取組

災害時には、県は「災害時における外国人県民等支援に関する協定」に基づき、（公財）滋賀県国際協会と相互に協力して、多言語での情報提供や相談対応、市町や関係機関、災害時外国人サポーター等と連携した支援を行います。

○ 市町や市町国際協会への支援や連携

市町や市町国際交流協会が、多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」等の支援拠点の開設などを支援します。市町と連携して、外国人の被災状況の把握に努めます。

3

⑤ 広域的な災害支援体制の構築

○ 県内外の災害支援体制の構築

大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数のボランティアが必要となることなどから、県内市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携し、災害時外国人サポーター制度を充実させるとともに、近畿地域国際化協会等県外の関係機関等との災害時外国人支援に係る広域的なボランティア・ネットワークを構築します。

4

5

(4) 生活安全における支援の充実

3
4
5
6
7
8
9
10

- **すべての**県民が文化や生活習慣などの違いを乗り越え、日本社会の中で安全・安心に暮らすためのルールを理解し、事故や犯罪の当事者にならないための啓発活動や多言語での情報提供を、企業などと連携しながら推進します。
- **すべての**県民が交通事故の当事者にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施を推進します。

◆施策・取組◆

① 地域安全対策の推進

○ 地域における防犯活動の推進

地域の安全安心のため、**県内に在住する**外国人と協働し、各種防犯活動を推進します。

○ 外国人少年の健全育成

外国人少年補導員を委嘱し、外国人少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等への訪問**を通じた**啓発活動を行います。

○ 防犯・交通安全啓発の実施

すべての県民が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、**受入制度における監理を行う団体**、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ コミュニティFM放送を活用した生活安全広報の実施

コミュニティFM放送と連携し、ポルトガル語等による生活安全情報を提供します。

○ 被害者の手引の多言語化

犯罪**被害者**に渡す手引を多言語化し、**すべての**県民へ犯罪被害者等への支援を周知します。

11

② 交通安全対策の推進

○ 防犯・交通安全啓発の実施 *再掲

すべての県民が、安全に安心して生活を送れるよう、また、犯罪に巻き込まれないよう、外国人学校、企業、**受入制度における監理を行う団体**、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ 多言語による運転免許学科試験等の実施

運転免許の学科試験や外国免許からの切替え申請者に配布する「交通ルールの手引き」を多言語化することなどで、日本の交通ルールを学ぶ機会を提供します。

12
13

行動目標4 働く場での活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な担い手として、就労を目的として来県する外国人を円滑かつ適正に受入れるとともに、すべての県民が働く場で活躍できるよう支援します。



(1) 円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍支援

- 県内の外国人材の受入れを促進するために「外国人材受入サポートセンター」や「滋賀県国際介護・福祉人材センター」といった支援拠点を運営します。
- 大阪出入国在留管理局や滋賀労働局、外国人技能実習機構、県内外の大学などの関係機関・団体等と連携し、外国人材の採用や定着に向けた情報を収集し、企業等へ提供します。
- 外国人材の採用・長期定着にあたっては、適正雇用はもとより、受入れ後の地域生活、就労に必要となる技術や日本語の習得の支援、受入れ環境の整備など、雇用主である企業等が主体的に行う必要があることについて、関係機関・団体等と連携しながら助言・支援等を行います。
- 海外の大学や政府機関等と連携し、県内企業の外国人材採用の機会提供などに努めるとともに、大都市圏に外国人材が流出しないよう、労働局やハローワーク等と連携し、外国人材に対する多言語での就労相談や職業紹介等を行います。
- すべての県民が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人¹⁹県民を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。
- 県内の関係所属が連携し、介護や建設業、製造業、農業等、主に人材不足が深刻な業種・分野での外国人材のニーズや受入れの状況等の実態把握や関連施策の推進を図ります。

◆施策・取組◆

① 支援拠点による取組

○ 外国人材受入サポートセンターによる支援

県内企業における外国人材の円滑かつ適正な受入れや、長期定着・活躍を促進していくため、専門的なノウハウを有するアドバイザーによる相談や、県内事業者向けセミナーや留学生向けマッチングイベントの開催などを通じて、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

○ 滋賀県国際介護・福祉人材センターによる支援

外国人介護人材の受入れに関するマッチング支援や外国人介護職員の育成および定着支援の取組を行います。

② 適正雇用等に向けた助言や啓発

○ 国や市町などと連携した助言や啓発

県内企業や経済団体等に対し、滋賀労働局や労働基準監督署等の国機関や市町、関係団体などと連携し、外国人労働者の適正雇用に関する助言や啓発を行います。

1

③ 海外からの外国人材の受け入れ支援

○ 海外の大学等との連携によるマッチング支援

海外の政府機関や大学、送り出し機関等と連携し、外国人材と県内企業等とのマッチングを支援します。

2

④ 留学生や県内で働く外国人の雇用や定着に向けた支援

○ 留学生や県内で働く外国人に向けた日本語習得や職場習慣理解の促進 *再掲

留学生や県内企業で働く外国人を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語の習得や日本の職場習慣の理解を促進します。

○ 介護分野に係る留学生の育成や雇用に向けた支援

介護福祉士養成施設が実施する留学生の日本語学習支援等の取組や留学生の就労予定先の介護施設等が支給する奨学金等の取組への支援を行います。

3

⑤ 就労支援窓口における多言語対応

○ 就労支援窓口における多言語対応

「しがジョブパーク」「滋賀マザーズジョブステーション」といった就労支援窓口において、求職者に対する労働関係の情報提供に多言語で対応できるよう努めます。

4

⑥ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供

○ 県内に定住する外国人への職業訓練機会の提供

社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない県内在住外国人を対象とした職業訓練の機会の提供を行います。

5

⑦ 外国人材関連施策の推進

○ 外国人材のニーズや受け入れ状況の把握、関連施策の推進等

県庁内の多文化共生推進に関する会議を活用し、関係所属が連携しながら、県内企業等における外国人材のニーズや受け入れ状況の実態把握に努め、関連施策を推進します。

○ 多様な人材の活躍（ダイバーシティ）の推進 *再掲

国籍や民族の違いにかかわらず、多様な人材が能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、先進的な企業の取組を紹介するなど、情報発信に努めます。

6

行動目標5 次世代を育成する教育および保育の充実

1
2 国籍やルーツにかかわらずだれもが等しく教育および保育を受けられる環境を整備し、未
3 来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。

4
5

(1) 教育および保育環境の整備



- 6
7 ○ 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導、母語によ
8 る学習サポートを実施するほか、それらを実施するための教員の増員や市町と連携した
9 不就学の可能性のある児童生徒の把握等を行い、受入体制を整備します。
- 10 ○ 高等学校で教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや進学のための多言語
11 冊子を活用するなどし、外国人生徒等やその保護者に対し、進学情報を提供します。
- 12 ○ 日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実等により外国人児童生徒
13 等教育への指導力の向上を図ります。
- 14 ○ **日本人も外国人も含めた**すべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応
15 する国際教育を推進する人材の育成に努めます。
- 16 ○ 外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、居場所づくりなどに取り組む
17 國際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。
- 18 ○ 外国人学校の各種学校移行や学校法人化等の**推進**、体験学習の機会提供を行います。
- 19 ○ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育や保育について、保育士等の増員や
20 認可外保育施設への支援、**幼児期**教育センターの運営などを通して、子どもが安心して
21 過ごすことのできる環境を整備します。

22
23 ◆施策・取組◆
24

① 外国人児童生徒等の受入体制の整備

- 外国人児童生徒等の円滑な受入れの推進
「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人**児**
童生徒等が多い地域での**市町立**小中学校への円滑な受入れを推進します。
- 「特別の教育課程」による日本語指導
日本語指導が必要な**外国人**児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるよう
に、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、個別の指導計画の作成や日本
語能力測定方法（DLA）を活用し、きめ細かな指導を進めます。
- 不就学の可能性がある児童生徒の把握と就学促進
市町と連携し、不就学の可能性がある外国人の子どもを把握し、就学促進を図ります。

② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備

- 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員²⁰の配置や非常勤講師の派遣

外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する市町立小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。

- 外国人児童生徒等への母語支援員の派遣 *再掲

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援します。

1

③ 外国人児童生徒等の進路支援への取組

- 進路ガイダンスの開催支援

外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などの連携を促進します。

- 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成 *再掲

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

- 県立高等学校入学者選抜における受験上の配慮の実施

県教育委員会が必要と判断した海外帰国生徒や外国人生徒に対し、検査問題等へのルビ振りや時間延長などの受験上の配慮を実施しています。

2

④ 児童生徒への国際教育の推進

- 異文化理解力や国際感覚の育成 *再掲

(公財)滋賀県国際協会と連携した国際交流等や、県国際交流員による学校等への出前講座などを通じ、異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。

3

⑤ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等

- 「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」での情報交換や研修

帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換や研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。

- 多文化共生社会に対応する国際教育の研修 *再掲

教員研修において、(公財)滋賀県国際協会等と連携し、多文化共生社会に対応する国際教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、海外派遣制度を活用するなどにより、国際的な視野を広げ、異文化理解の促進を図ります。

4

1

⑥ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、(公財)滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。

また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。

2

⑦ 外国人学校への支援

○ 外国人学校の法的地位の明確化

外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を**推進**します。

○ 各種学校を運営する学校法人への支援

義務教育に準ずる教育を行う各種学校を運営する学校法人への支援を行います。

○ 外国人学校への体験学習支援

外国人学校の子どもを対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習や芸術鑑賞などの、体験学習の機会の提供に努めます。

3

⑧ 夜間中学の円滑な運営に向けた助言等

○ 夜間中学の円滑な運営に向けた助言等

令和7年(2025年)4月より湖南省に**開設される夜間中学「湖南省立甲西中学校夜間学級」**の運営が円滑に進むよう、**教育課程に対する助言や適切な教員配置等**を行う。

4

⑨ 外国につながりをもつ子どもの就学前の幼児教育・保育の充実

○ 各家庭の状況に応じた個別の支援の充実

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている保育所等での、保育士等の増員や通訳等の活用などを通して、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備とともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

○ 保育の充実や質の向上に向けた指導や助言および支援

外国につながりをもつ子どもを多く受入れている認可外保育施設に対して、**保育士の配置や保育の質の向上、内容の充実に向けた指導・助言を実施します。**

○ 外国につながりをもつ子ども等の切れ目のない支援

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受け入れや保護者への配慮、小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

5

第6章 施策の推進

1 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 県民

すべての県民は、国籍や民族などの違いにかかわらず、ともに地域で暮らす住民として、お互いの文化や生活習慣などの違いを理解、尊重するとともに、積極的に交流を深め、同じ地域社会の担い手として、多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

また、言葉や文化の壁を乗り越えるため、県内に在住する外国人は日本語や日本社会のルールを学び、県民同士、デジタル技術や「やさしい日本語」を活用するなどして対話し、交流を深めることが望されます。

(2) 自治会など

自治会やまちづくり協議会などは、住民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりの基礎です。これらの組織を持たない国もあることから、すべての県民にその役割とルールを十分理解してもらい、加入を促進することが望れます。そして、すべての会員が活動しやすい環境づくりを整備していく中で、共に交流活動や環境美化、防災・防犯活動などを実施することが期待されます。

(3) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、NPO やボランティア団体、学校や福祉施設、医療機関など、様々な団体の活動に支えられています。各団体は、自分たちの強みや情報、ネットワークを活かし、地域のニーズに応じた活動を行うことが期待されています。

(4) 県市町国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携し、多言語情報の収集・提供、多言語に対応した相談事業、市民活動団体への支援、多文化共生の啓発、相互交流事業など地域のニーズを踏まえた取組を推進し、県民と行政の橋渡し役となり、様々な主体とのネットワークを構築するなど、多文化共生社会の実現に向けた中心的な役割を期待されています。

さらに、(公財)滋賀県国際協会は、専門性とコーディネート機能を強化し、県民や市民活動団体、市町が活動しやすい環境整備に努めることが期待されています。

1 (5) 大学など

2 大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際教育の推進、
3 学生のボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

4 また、留学生や外国に**つながりをもつ**学生などの就職支援について**の**関係団体との連携
5 や多文化共生を推進する人材育成や教員養成課程のカリキュラム充実、研究機能を活かし
6 た地域貢献も期待されています。

7 (6) 企業など

8 企業**など**は、国籍等にかかわらず、**すべての**労働者の人権を尊重し、労働関係法令を守る
9 ことが求められています。

10 また、市町や地域の支援団体と連携し、日本語習得の支援や生活オリエンテーションの実
11 施、相談対応や交流の促進を行うことなど、**県内で働くすべての県民**が地域社会で暮らしあ
12 すくなるよう、責任をもって支えることが求められています。

13 (7) 市町

14 市町は、最も住民に身近な自治体であり、情報を多言語で提供するなど、日常生活に関する
15 分野の行政サービスを向上させることが求められ、多文化共生に関する啓発や交流促進
16 の場づくりなどを進めることも期待されています。

17 また、県と役割を分担しながら、地域に合わせた多文化共生推進の指針をつくり、多文化
18 共生の地域づくりを推進することも重要な役割です。

19 (8) 県

20 県は、市町と同様に、教育、住宅、防災、社会保障などの行政サービスを向上させ、情報
21 を多言語で提供することが求められます。

22 また、市町では対応が難しい広域的な課題への対応や先導的な取組、様々な主体が連携し
23 て取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

24 施策の推進については、府内部局や国、市町、国際交流協会、市民団体、企業などとの連
25 携を積極的に図ります。

26 国に対しては、外国人の受入方針や法制度について、積極的に見直しや改善を提言します。

27 (9) 国

28 国は外国人の受入方針や外国人が日本社会で暮らしやすくなる施策などを、長期的かつ
29 総合的な視点に立って方針を策定し、実施することが求められます。

30 定住する外国人の増加が見込まれるため、日本語の習得や日本社会に関する学習を促す
31 ための施策や、外国につながりをもつ児童生徒がスムーズに学校に通えるようになるため
32 の支援体制の拡充などが求められています。

2 推進体制

幅広い分野を横断する多文化共生施策を推進するためには、様々な主体が連携することが必須であり、連携するための体制の構築およびその維持をしていきます。より効果的な施策推進を図るため、県庁内はもとより、県内での連携や他府県を含む広域的な連携を進めます。

5

（1）県内の連携体制および県庁内の推進体制

名称	構成者	機能
滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会	県、市町、国際協会、教育機関、福祉施設、企業経営者、経済団体、県内に在住する外国人など	各分野の専門家や関係者等の幅広い分野の方々からプランに関する意見・助言を求める。
滋賀県市町多文化共生ワーキング	県、市町	多文化共生に関する情報共有や課題検討を行い、広域的な取組を推進する。
滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議	県、市町、国際協会、日本語教育機関など	地域の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行う。
滋賀県国際交流推進協議会	国際協会、市民活動団体、企業、大学、外国人学校など	国際交流関係団体が相互に連携、協力することで、地域の国際化の推進を図る。
県庁内の多文化共生推進に関する会議	—	部局横断で課題の共有や取組方針を協議する。

7

（2）広域的な連携

名称	構成者	機能
都道府県国際交流推進協議会	各都道府県	国際交流に関する各都道府県の要望をまとめ、国に提言する。
多文化共生推進協議会	愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市	各自治体との連携強化やノウハウの共有、国などへの提言活動を行う。
多文化共生地域会議（近畿ブロック）	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市	各地域の多文化共生の現状や課題、取組について情報共有する。

9

3 プランの指標設定と進行管理

このプランにおいてめざす多文化共生社会の姿の実現に向け、以下に定める指標により、県の状況を毎年度把握し、県のウェブサイトで公表します。プランの進捗状況については、有識者や県内に在住する外国人から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行い、指標の項目についても不断の見直しを行います。

指標	令和5年度 (基準)	令和11年度
1 多文化共生の意識高揚と活力ある地域づくり		
県内に在住する外国人と地域社会において交流や関わりを持ちたいと思う県民の割合 (%)	64	80
県内に在住する外国人が地域社会に参画していると思う割合 (%)	15	50
2 こころが通じるコミュニケーションの促進		
滋賀県国際協会 HP ページユーザー数 (外国語) (件)	14,024 (令和元年度)	15,000
地域日本語教育の推進に係る計画の改定	未改定	改定済
3 安心して暮らせる生活環境の整備		
「外国人」を支援対象に含む居住支援法人の指定法人数 (法人)	7	10
外国人患者受入拠点的医療機関数 (機関)	13	14
災害時外国人センター新規登録者数 (人)	5	5
4 働く場での活躍支援		
外国人材受入サポートセンター支援件数 (件)	581	600
(行動目標4に沿った指標を検討中)		
5 次世代を育成する教育および保育の充実		
国際理解出前講座の受講者数 (人)	3,811 (令和4年度)	4,100
不就学外国人児童生徒数 (人)	0	0
日本語指導が必要な外国人児童生徒で、学校において特別な配慮に基づく指導等を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合 (%)	67	80

※滋賀県国際協会 HP ページユーザー数 (外国語) は、令和2年度から令和5年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に増加しているため、それ以前の令和元年度の数値を基準としています。

※国際理解出前講座の受講者数は、滋賀県基本構想で設定している指標であるため、滋賀県基本構想と同様の令和4年度の数値を基準としています。

1 <用語解説>

1 定住者 (P. 1)

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等。

2 外国人口 (P. 1)

平成24年（2012年）7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、同年12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成23年（2011年）以前のデータと単純に比較することはできません。

3 技能実習 (P. 1)

平成5年（1993年）に技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に創設された制度。平成22年（2010年）より在留資格「技能実習」が創設され、平成29年（2017年）より技能実習法が施行。最長5年間まで日本に滞在でき、条件を満たせば在留資格「特定技能」への変更も可能となります。

4 育成就労 (P. 1)

令和6年（2024年）6月の入管法および技能実習法改正により創設が決まった、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。在留資格「技能実習」を廃止し、在留資格「育成就労」を創設。原則滞在期間は3年間で、その間に特定技能1号水準の人材育成を図ります。令和9年（2027年）までに施行される予定です。

5 永住者 (P. 4)

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留（うち5年は就労資格または居住資格で在留していること。）し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

6 日本人の配偶者等 (P. 4)

日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者。

7 永住者の配偶者等 (P. 4)

永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者。

8 特別永住者 (P. 4)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

9 母語 (P. 8)

幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

10 外国人材 (P. 12)

日本で就労しているおよび就労の意思がある、外国籍や外国にルーツのある者。

11 やさしい日本語 (P. 11)

1995年の阪神淡路大震災をきっかけに取組が始まった、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。情報を整理し、難しい言葉を置き換え、外国人や高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

12 コミュニティFM (P. 13)

市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するためのFM放送局。

¹³ EPA (P.16)

経済連携協定 (Economic Partnership Agreement) の略称。貿易の自由化に加え、人の移動や知的財産の保護など様々な分野を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定のこと。現在、介護福祉士候補者に関するEPAは、インドネシア、フィリピン、ベトナムと締結しています。

¹⁴ アイデンティティ (P.14)

自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支える自己意識のこと。

¹⁵ 異文化理解 (P.26)

自分とは異なる文化や習慣、価値観の人々や社会を認め、互いに尊重し、理解しようとすることであり、多文化共生意識を高めていくことについての土台となります。

¹⁶ ダイバーシティ (P.25)

性別、年齢、国籍、障がいの有無などの違いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。

¹⁷ セーフティネット住宅 (P.31)

住宅セーフティネット法に基づいて、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、外国人等）の入居を拒まない住宅として都道府県や政令指定都市・中核市に登録された住宅のこと。

¹⁸ DV (ドメスティック・バイオレンス) (P.30)

配偶者や恋人など親しい間柄にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと。

¹⁹ 就労制限のない外国人 (P.34)

在留資格のうち「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」および「特別永住者」については、就労についての制限がなく、どのような職業でも就くことができます。「身分系」の在留資格とも呼ばれます。

²⁰ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (P.37)

日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。